慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	学位授与者氏名及び論文題目；学位請求論文審査の要旨及び担当者
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2017
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.84 (2017.) ,p.78- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069957X-00000084-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学事報告

学位授与者氏名及び論文題目

修士（社会学）

第1391号　王　　方圓　母親の就業が子どもの学力に与える影響について
第1392号　戸松　寛尊　ソーシャル・キャピタルとしての仏教寺院
第1393号　藤原　千咲　戦後の日本の母娘関係の変遷――雑誌『婦人公論』を中心として――
第1394号　稲垣　　拓　子ども・若者の「居場所」論は何を語ってきたのか
第1395号　王　　威　中国の農村社区の建設と熟人社会―中国高橋新区を事例として―
第1396号　大久保　心　就学前教育のタイムマネジメント―現場実践における＜社会的時間＞の事例検討から―
第1397号　北原麻理奈　まちづくりからみる地域の共同性――青森県黒石市中町こみせ通りを事例に――
第1398号　朱　　妍凌　中国におけるショートフィルム形式の広告の説得効果に関する研究
第1399号　徐　　蔚　日本アニメ字幕組を通して見る中国の若者意識
第1400号　徐　　佳丽　ウェイボーにおける企業アカウントのイメージ――ブランドの人格化を中心に――
第1401号　鈴木　雄太　大学生コミュニティにおけるマイノリティとしての「SNS忌避者」に関する研究
第1402号　高野　裕介　感謝メッセージの説得効果に関する研究―ユーモアの付加による効果の検討―
第1403号　髙橋　　萌　移民包摂をめぐる多文化主義と社会運動に関する文化人類学的研究 ―台湾の新移民支援NGOにおける活動実践を事例として―
第1404号　玉川　朝恵　多文化社会スウェーデンにおける「人種」とは何か―イクオリティ・データ導入をめぐる議論から―
第1405号　陈　　洁俊　家譜ブームにみる伝統の再創造―杭州市傳墩村陳氏家譜を事例に―
第1406号　山内　　萌　アニメ聖地巡礼にみる新たな場所性のあり方
第1407号　吉武　理大　親の離婚経験と子どものライフコース
第1408号　李　　若菲　在日レバノン人住民の生活意識―移住形態から見る日本とレバノンの繋がり―

修士（心理学）

第1409号　佐藤安里紗　知覚判断と記憶判断におけるメタ認知の正確性に関する認知神経科学的研究
第1410号　島根　大輔　単語リスト・画像リストによる虚記憶の生成過程の相違～DRMパラダイムを用いた検討～
第1411号　関根　　悟　自閉症スペクトラム障害児の同期行動の定量評価と対人相互作用への介入効果

第1412号　田中　拓海　自己主体感の形成における行為選択と情動・報酬認知の相互作用の検討
第1413号　田仲　祐登　内受容感覚の気づきとその正確性が感情認識に与える影響―自律神経活動と脳波による検討―
第1414号　三國　珠杏　博物館疲労効果の生起過程に関する実験心理学的研究　鑑賞行動の経時的推移からの検討

修士（教育学）

第1415号　的場健太郎　教師への信頼感の規定因に関する一考察―生徒の学業成績に着目して―
第1416号　夏　　淼　大学の自己点検・評価の「実質化」―認証評価との関係性をもとに―
第1417号　吉弘　惇也　ヘルダーの教育論―学校講話を中心に―
第1418号　井上みちよ　教育政策における「個性」の構造とその影響―臨教審答申を中心に―
第1419号　貝澤　駿一　「共に生きる」ためのインクルーシブ教育論～ウォーノック・ノーウィッチ論争から「物語モデル」へ～
第1420号　原田　早春　アメリカにおける障害者政策の歴史的展開と高等教育史―日本の「障害学生支援」の意味を考えるために―

学事報告

学位請求論文審査の要旨及び担当者

博士（平成28年度）
博士（社会学）［平成28年5月11日］
甲　第4477号　田畠佑実子

« Qu'est-ce qu'un Français ? »
La construction et les effets de la « francité »
dans la société française contemporaine

［審査担当者］

主査	慶應義塾大学名誉教授・前大学院社会学研究科委員	
	社会学博士（慶應義塾大学）	関根　政美
副査	大学院社会学研究科委員・慶應義塾大学法学部教授	
	社会学博士（慶應義塾大学）	塩原　良和
副査	東洋大学社会学部社会福祉学科准教授	
	法学博士（慶應義塾大学）	鈴木　規子
副査	東海大学教養学部国際学科准教授	
	政治学博士（仏国ストラスブール大学）	小山　晶子

論文審査報告書の要旨

〔Ⅰ〕論文の構成

本学位請求論文『« Qu'est-ce qu'un Français ? » La construction et les effets de la « francité » dans la société française contemporaine』の日本語訳は『「フランス人とは何か」現代フランス社会における「フランス（人）性」の構築とその作用』である。田畠佑実子君は，2010年秋学期よりフランス国・ニース大大学院（博士学院）に留学し，本年2月に博士学位請求論文を，仏文にて本研究科およびニース大大学院に同時に提出した。本学位請求論文はニース・ソフィア・アンティポリス大学大学院人間科学（社会学）博士課程（the Doctorate department of Graduate School of human Science（mention sociology）at the University of Nice Sophia Antipolis: UNS）と慶應義塾大学大学院社会学研究科の間で取り交わされた「共同指導協定」（Agreement for the Joint Supervision of Doctorate Thesis: 2012年11月締結）のもとで行われた教育プログラムの成果である。

協定では，田畠君は双方の大学院（博士学院）に所属し（ニース大大学院の学費はフランス国費留学生として免除，慶應義塾大学には所定の授業料を納入），毎年，ニース大大学院に9カ月，慶應義塾大

学社会学研究科に3カ月在籍し，双方の指導教授により指導を受けるようになっていた。田畠君は毎年，秋学期か春学期に日本に一時帰国し，社会学研究科の関根の授業に参加して，ニース大大学院での研究成果を報告し指導を受けるだけでなく，日本社会学会や日仏政治学会やその他の学会・研究会において研究成果を積極的に報告した。田畠君は主にニース大大学院在籍中も日本と同じように，パリやニースでの各種学会や研究会での報告者あるいは通訳者として活躍していた。ニース大学および大学院でも教鞭をとり，ニース大学付設の国立科学研究センター（CNRS）移民問題研究ユニットの名誉研究員／研究部長であるジョスリン・シュトレイフ・フェナール（Jocelyne Streiff-Fénart）博士の下で研究を続けた。博士はフランスやフランス旧植民地の人種・エスニック・移民問題だけでなく，多文化主義や同化・統合主義にも造詣が深い。基本的にはニース大大学院側が主体となって共同指導するプログラムだが，田畠君はそのプログラムを見事に実践し，成果を得たといえる。

本論文は仏語で書かれており，付録まで含めてA4版330頁以上あり，博士学位論文としては十分な分量である。また，本論文には日本語要約（約100頁）が付けられている。以下の目次は，本人による日本語要約の表記によるものである。

目次

序論 …… 8
第一部：フレンチネスの考察に向けて：研究主題の構築 …… 15
第一章　構築主義理論の貢献およびマジョリティ–マイノリティ関係における「移民」理解 …… 16
1.1.　移民の社会学の遅い発展：社会におけるマイノリティとしての移民という問題提起の醸成 …… 16
移民の存在に対する無関心および労働者としての移民理解 …… 16
移民に対する新たな認識：1974年の国境閉鎖 …… 17
1.2.　エスニシティおよびアイデンティティの相互作用論的理解，ならびにマジョリティ・マイノリティ関係理論 …… 22
1.2.1.　エスニシティへの相互作用論的アプローチ …… 22
1.2.2.　マイノリティ・マイノリティ関係理論 …… 27
1.3.　移民社会学とはマイノリティについての研究であるか …… 32
第二章　マジョリティについての研究に向けて：関連分野における研究の渉猟 …… 35
2.1.　ネイションおよびナショナリズム研究：ネイションの成員の相互作用的構築という問題視角 …… 36
2.1.1.「近代主義者」による構築主義的アプローチの提案 …… 36
2.1.2.　ネイションの成員の構築における「他者」の役割理解の必要性 …… 38
2.1.3.「再構築型ナショナリズム」の分析 …… 44
2.2.　マジョリティ研究の試みとしての批判的ホワイトネス・スタディーズ（Critical Whiteness Studies）…… 49
2.2.1.　マジョリティの考察：問題視角の反転 …… 49
2.2.2.　ホワイトネスからフレンチネスへ：「ネイションネス」と「ホワイトネス」の関係の考察および研究プランの提示 …… 54

第三章　理論および歴史におけるフレンチネス：フレンチネスという概念の構築 …… 61
3.1.　フレンチネス概念の構築に向けて：カテゴリゼーション理論の寄与 …… 61
3.1.1.　フランス人という観念としてのフレンチネス：ハッキングの提示する理論枠組の貢献 …… 61
3.1.2.　フランス人のプロトタイプとしてのフレンチネスおよび同フレンチネスのカテゴリゼーションにおける役割 …… 67
3.1.3.　小括：フレンチネスの概念的特徴 …… 69
3.2.　フレンチネの歴史：シビックなフレンチネスという神話およびシビック，エスニック，レイシャルな次元の交錯 …… 71
3.2.1.　植民地・帝国・奴隷制状況におけるフレンチネス：フレンチネスのレイシャルな概念化 …… 73
3.2.2.　フランス革命：共和国的普遍性とレイシャルな思想のパラドックス …… 74
3.2.3.　19世紀以降のナショナリゼーション：シビック，エスニック，レイシャルな次元の交錯 …… 76
3.2.4.　今日におけるネイションの起源の問題 …… 80
第四章　研究方法 …… 84
4.1.　フレンチネス：政治言説と制度的実践の連関 …… 84
4.2.　フィールドの選択 …… 86
4.2.1.　フランス人の公的定義：政治分野における分析 …… 86
4.2.2.　制度的実践に見られるフレンチネス：「受入統合契約」実践のフィールドワーク調査 …… 87
4.3.　言説分析の方法 …… 88
4.3.1.　方法論の概要：語彙統計的分析およびテーマ分析 …… 88
4.3.2.　分析の手順 …… 92
4.3.3.　コーパスの選定方法 …… 93
大統領演説 …… 94
国会討論 …… 94
2015年パリにおける「テロ」についての演説 …… 95
第二部：政治言説におけるフレンチネス：1981年から2012年の国会討論および大統領演説 …… 97
第五章　「ナショナル・アイデンティティ」についての大統領演説の分析 …… 98
5.1.　シビックおよびエスニックなフレンチネスの併存：概略的特徴 …… 98
5.1.1.　コーパスの統計的特徴 …… 98
5.1.2.　各サブコーパスのテーマに関する特徴 …… 99
5.2.　フランス人の概念化についての三様の態度：各サブコーパスの比較 …… 113
5.2.1.　フランソワ・ミッテラン（1981–1995） …… 114
5.2.2.　ジャック・シラク（1995–2007） …… 118
5.2.3.　ニコラ・サルコジ（2007–2012） …… 125
5.3.　小括 …… 135

第六章　移民および国籍関連法案審議における国会討論の分析：フランス人の概念の変遷 ……136
6.1.　コーパスの概略的特徴 ……137
語彙数 ……137
発言者 ……138
6.2.　コンテクストの変遷：テーマの変化および移民に関する争点および視角の変遷 ……141
第七立法期（1981–1986） ……142
第八立法期（1986–1988） ……148
第九立法期（1988–1993） ……150
第十立法期（1993–1997） ……153
第十一立法期（1997–2002） ……156
第十二立法期（2002–2007） ……158
第十三立法期（2007–2012） ……162
6.3.　立ち現れる「我々」と「他者」：フランス人の概念化にまつわる変遷 ……165
6.3.1.　分析手順 ……165
6.3.2.　コーパスを通して観察される « Français »（フランス人）の実詞的用法 ……168
6.3.3.　立法期ごとの変遷 ……170
第七立法期（1981–1986） ……170
第八立法期（1986–1988） ……177
第九立法期（1988–1993） ……192
第十立法期（1993–1997） ……194
第十一立法期（1997–2002） ……211
第十二立法期（2002–2007） ……225
第十三立法期（2007–2012） ……229
6.4.　小括 ……244
第七章　差異化の装置としてのフレンチネス：2015年1月の「テロ」についての言説 ……245
2015年1月の出来事の概要 ……245
7.1.「共和国的価値」に基づくフレンチネス ……247
7.2.　無条件なフランス人，条件付フランス人と「悪い移民」 ……253
無条件な我々「フランス人」，共和国的価値への無条件な支持者 ……253
条件つきで我々に包摂される者 ……254
我々から排除される「彼ら」（「悪い移民」） ……256
7.3.　小括 ……258
第三部：統合の制度的実践におけるフレンチネスの観察 ……259
第三部の序論 ……260
第八章　規範化と差異化の装置としての受け入れ統合契約 ……261
8.1.　受け入れ統合契約の概要 ……261
実施機関 ……262
対象者 ……262

内容および過程 ……264
公的な目的 ……266
8.2. フィールドへのアクセスおよび調査内容 ……267
8.3. 規範化と差異化の制度としての受け入れ統合契約:「統合」という概念の問題 ……272
8.3.1. 契約の規範的性格: 強制される統合 ……272
8.3.2.「共和国的価値」を基礎とするフランス人の概念と契約者たちの他者化 ……275
第九章 フレンチネスをめぐる個人の実践:
職員による規範化および差異化の実践と,契約者たちの戦略 ……278
9.1.「統合の強制」への対処 ……278
9.1.1. OFIIの職員と講師 ……278
9.1.2. 契約者たち ……282
受け入れ統合契約に関する知識の乏しさ ……283
行政上の制約としての受け入れ統合契約 ……285
契約者たちにとっての統合の定義 ……288
9.2. 職員および講師の実践における「我々」と「他者」……293
9.2.1.「遅れた移民」と「近代的なフランス人」: 職員および講師にとっての統合の定義 ……293
9.2.2. 共和国の価値をめぐるフレンチネスと他者性 ……295
市民教育のプログラム ……295
講師による実践 ……300
9.3. フレンチネスに対する取り繕いあるいは抵抗:
契約者たちによる(スティグマの修正の)さまざまな戦略 ……303
第三部の結論 ……307
結論 ……309
参考文献 ……316
付録 ……330

本論が明らかにしたいのは以下のことである。第2次世界戦後のフランス国内で急増したムスリム移民系定住者の存在を前に,20世紀末から21世紀初頭にかけての世紀転換期のフランスでは,国民の間に文化統合あるいは政治・社会統合への不安が拡大した。そのため,フランスに定住するムスリム系国民の政治・社会統合が大いに注目されるようになった。それに比例して,国民の間に,それでは統合の対象たるべき「フランス人とは」,あるいは「フレンチネス(フランス性)」とはどのようなものかについての議論が政治家を中心に盛んになった。本論は,その際にどのようなフランス人像あるいはフレンチネスが語られつつ構築され,実際にムスリム移民系定住者に対する市民教育にどのように応用されたのかについて考察したものである。そして,フランス人とは,フレンチネスあるいはフランス人のアイデンティティに関する議論が,ムスリム移民系市民の社会統合を促進するよりは,逆に社会における周辺化・被差別化を強化し,社会統合のための議論が,社会分裂あるいはテロなどの凶悪事件を引き起こす「多文化凶生」の原因の一つになっていることを明らかにしようとするものである。

まず第一部第一章では,本研究そのものが,「人種・民族・エスニシティの政治・社会学研究」でも

あるので，本論が依拠する人種・民族・エスニシティに関するフランスの理論研究を紹介する。フランスでは伝統的に共和主義とライシテ原理へのこだわりが強く，すべての国民は法の前での平等な扱いが原則であり，人種・民族・エスニシティによる人々の差異的な扱いはできないとの前提があるため，英語系諸国とは異なり，自由・平等社会を構築するうえで，文化的多様性を認めることに消極的であった。そのため，人種・民族・エスニシティの理論だけではなく，多文化主義研究そのものの発達が遅れていることが明らかにされる。

第二章では，しかしながら，近年，フランスにおいて他者としてのムスリム移民系市民の増加を前にして，マイノリティ研究としての人種・民族・エスニシティ研究への注目が強まり，エスニシティおよびアイデンティティの相互作用論的理解，ならびにマジョリティ・マイノリティ関係理論への注目が進んでいることが論じられる。筆者は，フランスの理論的発展状況を概観し，文化，人種，エスニシティ，ネイション概念などが本質主義的に理解されるのではなく，構築主義的に理解される状況になっていることを確認する。しかも，こうした概念の構築にあたり，フランス国民と他者としてのムスリム移民系市民の間の相互作用の重要性が理解されるに至っているとする。そして，マイノリティが同一化すべき対象としてのフランス人とはなにか，フランスらしさやフランスの国民性とは何かが論じられるようになると，人種・民族・エスニック研究は「マイノリティ移民研究」からマジョリティ国民の自己規定研究である「マジョリティ国民研究」へと進んでいく。その結果，英語系諸国で隆盛している「批判的ホワイトネス・スタディーズ（Critical Whiteness Studies）」への関心も高まり，マイノリティだけではなく，マジョリティの考察へと問題関心の反転が生じていると論ずる。田畠君は，フランスでもフレンチネスがホワイトネス研究の視角から研究されるようになった機運の高まりを，敏感に感じて研究を始めたのである。

第三章では，フレンチネス概念は歴史的に見ても長い間議論されてきたのだが，その特徴付けには，一方で1789年の市民革命の系譜を重視する普遍的で「シビックなフレンチネス概念」という神話の系譜と，他方では，「エスニックでレイシャルな次元のフレンチネス概念」の系譜が存在し，概念化においてはシビック，エスニック，レイシャルな次元が交錯し，必ずしも一元的で確固としたフレンチネス概念が構築されていたのではないこと，そして，今日でもフレンチネスは日々再編・再構築されており議論は錯綜していると論じられる。しかしながら，多様なフレンチネスが論じられながらも，フランス人の「プロトタイプ」としてのフレンチネスおよびフレンチネス概念を想定することは可能であり，そのプロトタイプを基準として，現代におけるフレンチネス概念の整理（序列化）を行うことができるとする。それはシビックなフレンチネス概念の規定に大いに依拠する。

第四章では，本研究の2つの考察対象を具体的に明らかにする。その第1は，現代のフレンチネス概念がどのように構築されてきたのかその経緯を研究することである。近年のフレンチネスについての主導的な議論は，1990年代より政治家によってなされていることに注目する田畠君は，フランソワ・ミッテラン（1981–1995年），ジャック・シラク（1995–2007年），ニコラ・サルコジ（2007–2012年）の3人の大統領のフレンチネスについての言及を含む大統領演説に注目すると同時に，同時期の日本の衆議院に相当するフランス国民議会における「移民の統合とフレンチネス論争」に注目し，それらの議論に対しても言説分析を実施すると宣言する。そのうえに，田畠君は2015年1月のパリのテロの後の議論も分析対象とすることを明らかにする。その分析方法は以下の通りである。

使用される言説分析用ソフトウェアとして，Hyperbaseが用いられる。Hyperbaseとは，Etienne

Brunetによって考案され，ニース大学のラボ，UMR6039 « Base, Corpus, Langage »（CNRS-Université de Nice Sophia Antipolis）が開発した統計的手法による言説分析支援ソフトウェアである（現在このソフトの管理維持にかかわるのが，田畠君の指導陣の一人であるMayaffre研究員である）。とくに同ソフトのSPECIFICITES（特徴）機能を用い，コーパス全体，あるいはサブコーパスに特徴的な語彙のリストを作成し，それぞれに内在するテーマの特徴を掴む。SPECIFICITES（特徴）とは，コーパスあるいはテクスト（群）に特徴的な語彙の一覧を自動的に作成する機能である。本ソフトウェアは，偏差計算により，各テクストの長さを考慮した相対的頻度により，語彙の登場頻度の比較を行うことができる。また，外部データ（Trésor de la Langue FrançaiseまたはGoogle books）と，コーパス全体における平均両方との比較が可能である。

さらに，上記の結果を踏まえ，フランス人の定義について，各コーパスのより詳細な分析を実施する。この際，フランス人の定義に関連する語彙の相関関係を，HyperbaseのENVIRONNEMENT D'UN MOT（語彙環境）機能を用いて抽出し，考察の手掛かりにする。ENVIRONNEMENT D'UN MOT（語彙環境）とは，ある単語（キーワード）と相関が深い，すなわちその語に近接して現れることの多い語彙をリスト化し，さらにキーワードと関係語彙との相関をそれぞれの相関係数にもとづいてグラフ化する機能である。分析にあたっては，それぞれのテクストが埋め込まれている背景との関連に十分な注意を払い，また，それぞれのコーパスおよびサブコーパスの分析結果についての比較も行う。本論文では数多くのグラフが提示される。

第2は，フレンチネスが作用する実践現場における統合教育の参与観察である。サルコジ大統領の下で，ムスリム移民が移住の際に市民教育を受講し立派な市民として生活することをフランス政府に対して約束する，「受け入れ統合契約（Contrat d'Accueil et d'Intégration, CAI）」を結ばないと入国・定住できないようになったが，その統合教育の実態を教師と生徒の相互作用を通して，構築されたフレンチネスがどのように作用しているのかについて観察する。

第二部では，政治家の演説や議会での討論（1981–2012年の国会討論および大統領演説）を対象に言説分析を実施した結果を提示する。

第五章では，三人の大統領の演説に対する言説分析の結果が示される。ミッテラン大統領の時代は，そもそもフランス人とはとか，フレンチネスについての議論は少なく，フランス人とは何かという主題に対しての関心が小さいことが分かる。例えあったとしても，それは当時進行中であったEU統合のなかにおけるフランス国家というEUとの対比のもとでの議論であり，EUに対してフランスの文化的独自性を論じるものであった。しかし，シラク大統領の時代になると，ムスリム移民系住民の存在が顕著となったため，EUとの対比におけるフレンチネスではなく，「フランス人らしくない移民系定住者」の増大を前に，移民と伝統的フランス人が対比されて論じられるようになり，ミッテラン時代の議論のように，フランス人を一枚岩的な存在として論じる議論は減少する。同時にマジョリティであるフランス人とはだれかという，議論自体が動揺し始めていることが分かる。つまり，フランス人が一枚岩的で自明的なものとして語られなくなるのである。しかし，シラク大統領時代の演説では，シビックな「フランス人性」の定義が強かったことも確認できるとする。

サルコジ大統領になると，さらに移民と伝統的フランス人との対比・差異化の傾向が強まる。フレンチネスの定義には，かつて保守的，あるいは極右的な政治家に特徴的であった伝統的な白人仏語系国民を念頭においた，エスニックでレイシャルな要素が影を潜めるようになるが，他方でかつて左派が重視

していたシビックなフランス人性やフレンチネスの定義が強化されていくことが分かる。フランス人とはフランス語を話し，かつ自由・平等などのリベラルでシビックな共和主義的な価値をわきまえた人間として論じられ始めるのである。この結果として，フレンチネスの定義がシビックな要素を強めるようになるとともに，ムスリム移民系住民は基本的にイリベラルな人であるという議論が強くなる。サルコジ大統領の議論は，シビックな定義を利用してフランス人をリベラル，ムスリム移民系市民をイリベラルな人々であるとする差異化と本質化を強めていることも分かる。第六章では，このような大統領の演説の言説分析の結果とほぼ同じような結果が，フランス議会での移民問題や統合問題の議論に対する言説分析から得られることを報告する。期毎の議論も第六章では紹介されるが，本審査報告要旨では省略する。

第七章では，第五章と六章の分析結果を踏まえて，フレンチネスやフランス人とはという言説がどのように生成し発展・変遷したのかをまとめている。単純にいうと，1980年代のフレンチネスの議論では，フランス人はEUに対して一枚岩的な存在として論じられていたが，次第に「正しいフランス人」と「そうでない悪い移民」との対比に議論は進んでゆき，フレンチネスが全体的なものから部分的な定義になると同時に，著しく規範化され，「正しいフランス人」と「そうでない（悪い）人々」とを差異化するだけでなく，本質化し，そうでない人々をフランス社会から排除するための装置としての機能を高めているのである。さらに，2015年のパリテロ事件にまつわる言説分析から，以上の傾向がさらに強まっていることが明らかになったことが報告される。

第三部では，受け入れ統合契約の下にある統合教育の現場に焦点が与えられる。統合の制度的実践の場でフレンチネス言説がどのように作用しているかについての観察結果が示される。第二部で，フレンチネスが規範化され，差異化の道具として構築されていく様子が論じられたが，第三部では，規範化され差異化の装置として構築されたフレンチネス概念が，受け入れ統合契約の移民教育の実践の場でどう作用しているのかを明らかにする。

第八章前半では2007年から義務化された新規合法長期滞在移民向け統合プログラムである「受け入れ統合契約（CAI)）」の概要が論じられる。近年のフランス政府の「統合の要請」路線の中核をなす施策であり，フランスでは公的なものとしては初めて導入されたものである（2006年7月24日の「移民・統合法」により義務化され，翌年の1月1日より全土に適用されるようになった)。受け入れ統合契約を全国的に管轄するのは「フランス移民・統合局（Office français de l'immigration et de l'intégration, OFII)」である。同局は「OMI（Office des Migrations Internationales)」および「ANAEM（Agence nationale de l'accueil des étrangers et des migrations)」を引き継ぎ，2009年に創設された公的機関であり，受け入れ統合契約を中心とした正規移民の受け入れのほか，難民申請希望者の受け入れ，外国人の本国帰還援助の業務を担っている。フランス全土に支局をもつ。

統合契約に基づく教育プログラムは，以下のような複数のプログラムからなるパッケージである。

1. オリエンテーション（全体説明，健康診断，社会聴取官との個人面談，ソーシャルワーカーとの面談）
2. 市民教育（1日）
3. フランスでの生活に関する研修（1日）
4. 職業能力診断（数時間）
5. 語学教育（フランス語）

各プログラムの終了時には証書が発行され，参加はOFIIの聴取官により継続的にチェックされる。

契約期間は1年であり，すべてのプログラムは国の負担により無料で提供される一方，契約不履行の場合，2年目の滞在許可証更新が拒否されるという罰則がある。また，同プログラムを修了すると，10年間の有効期限を持つ定住ビザ，さらには国籍取得の際に考慮されるようになる。

田畠君は，パリのOFII本部およびフィールドワーク対象地のOFII支部と，アクセスについて数ヶ月の交渉を行った後，2011年4月から2012年12月まで，非公式な研修生という立場で，受け入れ統契約の全過程の観察調査および関係者へのインタビューを行う権利を得ている。そして，継続的にプログラムの各過程の参与観察調査を行ったほか，45名の対象者および5名の担当官あるいはプログラム担当者へのインタビューを行った。

第八章後半において，参与観察から統合教育の現場では，第二部で明らかにされたフレンチネスの規範化と差異化が進み，その観点から受け入れ統合契約が制度として実践されていることが報告される。「統合」のための共和国的価値を示すフレンチネス概念が，ムスリム移民系住民を「他者化」する道具になっているとする。つまり，統合契約そのものが規範化され，強制されている状況を明らかにする。職員たちは自らをフレンチネス体現者である「正しいフランス人」として規定し，ムスリム移民系住民は教育されるべき「不完全なフランス人」として扱われている状況が明らかになる。この第八章後半ではさらに，田畠君は移民系住民の統合教育への無知・無関心と，受動的な受講態度の存在に注目する。その分，職員たちからムスリム移民系住民は一段劣った人々，あるいは遅れた人々とみなす傾向が強くなるのである。日本人である田畠君は，現場の状況を観察した際に，屈辱感あるいは不快感を抱いたと報告する。

第九章では，しかしながら，無関心で無知な人々として一段低くみなされている移民たちではあるが，自らを模範的フランス人と規定する職員に対して，教育の現場において様々な抵抗を試みていることを明らかにする。その一例を紹介すると以下のようになる。

事例1

講師：女性は単独で移動することができます。夫と一緒ではなく…。これは知っておかなければなりません。というのは，フランスではそうだからです。違うのです。

受講者A（女性，チュジニア出身）：わたしの国でもそうですが…。つまりわたしたちのところでは女性が一人で移動するのが禁止されているとおっしゃりたいんですか？

講師：いいえ，わたしはほかの国のことは知りません。わたしが話しているのはフランスのことです。（2011年6月9日のフィールドノートより）

事例2

講師：女性は男性に服従しなければならない。女性は男性に服従しなければなりませんか？

受講者数人（男性，マグレブ系）：はい。（笑いながら）

講師：家長は男性である。家長は男性ですか？

受講者数人：はい。（笑いながら）

講師：女性は避妊に際し夫の許可を得なければなりません。女性は夫の許可無く避妊ができますか？

受講者数名：いいえ。（笑いながら）…はい。

（2011年6月11日のフィールドノートより）

事例3

講師：女性は配偶者を選ぶ権利がありますか？だれが夫を選ぶのですか？女性か，それとも他の人ですか？

受講者B（男性）：それ（他の人が女性の配偶者を決めるということ）はいまだにあるんですか？

講師：知りませんが…カリブの島あたりではもしかすると…。

（2011年6月9日のフィールドノートより）

フランス人講師達は，当然，ムスリム移民系住民を，意識的であれ無意識的であれ，一段低く見ていると同時に，遅れている人々とみなしていることが観察で明らかになるだけでなく，講師職員たちのムスリム移民系住民の出身地や，そこでの生活レベルや教育レベルに対する無知が露呈されている。学生たちは，そうした講師達の態度に対して皮肉や冷笑をもって立ち向かい，フレンチネスの押し付けに様々な抵抗を示していることが判明する。講師達にとっては移民への正しい理解は問題ではなく，教育されるべき他者としての移民系住民が問題であり，彼ら・彼女らを統合するか，さもなければ差異化（スティグマ化）することが重要なのである。統合教育が共和主義に基づくフレンチネスを基準にした国民の差異化・差別化（リベラルな差別）へとつながる状況が確認されたと田畠君は論じる。

最後に，フレンチネスの構築に関する理論的考察から，フレンチネスの構築の歴史的な考察，そして，規範化され強制されるフレンチネスの作用とそれに抵抗する移民系住民の姿が明らかにされたとして論を閉じる。

【評価】

本年2月に提出された田畠君による学位請求論文は，2016年3月中にニース大大学院にて学識認定を含む論文に対する事前評価書の検討がなされ，提出者田畠君の学識と論文の形式・内容が精査された後，公開審査が許可された。事前評価書はフランス側審査団および慶應側審査団が各1名ずつ事前評価担当者を専任し，公開審査3週間前までに提出される。また，4月13日の社会学研究科委員会において田畠論文は異議なく受理され，審査団が承認されるとともに，公開審査が許可された。公開審査はニース大大学院と社会学研究科の公開合同審査会となった。会議はインターネット会議装置を使用して4月28日木曜日の午後から夜にかけて開催された。合同審査会参加者は以下の通り。

＊慶應義塾大学大学院社会学研究科側審査団

関根政美（慶應義塾大学名誉教授・元指導教授，研究科元委員，主査）

塩原良和（慶應義塾大学大学法学部教授・大学院社会学研究科委員，副査）

鈴木規子（東洋大学社会学部准教授，副査）

小山晶子（東海大学教養学部准教授，事前評価担当，副査）

＊ニース大大学院側審査団

Francoise Lorcerie（CNRS上席研究員／部長，合同審査会委員長，主査）

Jocelyne Streiff-Fenart（CNRS上席研究員／部長，指導教授，副査）

Damon Mayaffre（CNRS研究員，HDR，副査）

Steve Garner（英国バーミンガム市大学教授，事前評価担当，副査）

両校よりなる審査団のうち，小山先生は，ニース大大学院側の学則（慶應側審査団よりニース大大学

院審査員団の人数が多くなければならない）により，公開審査当日は審査員として評決に参加できなくなったが，公開審査には参加された。本審査報告要旨では田畠論文の評価に，小山先生による事前評価書を大いに考慮した。合同公開審査会のプログラムは別添の通りである。審査会委員長の挨拶，田畠君の日仏両語による論文説明から公開審査は始まり，そして，まず，双方の指導教授による評価コメントが報告され，両者のコメントに対する応答・討論がなされてから，次に，他の副査の先生方のコメントが日仏交互に紹介されては質疑応答が入り，総合討論が行われた後に審査員のみで評決が行われ，結果が公表されるという手順である。日仏両語による報告をした田畠君を除いて，コメント時間は逐次通訳を入れて15分の予定だったが，時間を守る審査員は一人もおらず，長時間の会議となった。15分の持ち時間を遥かに超えて，35分から45分ほど時間を費やす先生も複数おり，結局，日本時間3時30分（フランス標準時間午前8時30分）より始まった会議は，日本時間午後8時45分（フランス時間午後1時45分）まで続いた。以下の評価は，各先生方のコメントを要約したものである。

各コメントは，田畠論文の要約から始まり，内容評価，結論，そして質問となっており，社会学研究科の学位審査報告書要旨をさらに短くしたものに似ている（A4で2〜3頁）。コメントに共通していたことは，①田畠論文は，フランスにおいては先行研究の少ない分野に対して，大きな貢献を果したというものであり，積極的な評価が目立った。とくに現代フランスにおいてムスリム移民系住民の増大に対する，反動的ナショナリズムが活性化し，極右政党が勢力を伸ばしているという背景にあるフレンチネス概念の活性化を真正面から分析し，フランス人研究者が避けがちな現代フランスのイデオロギー状況を明らかにしたことが高く評価された。日本側審査員団としては，海外よりの留学者がフランスに留学して，フランス人とは何かなどというセンシティヴなテーマを選択したことに対して，大いに危惧を抱いていたが杞憂に終わった。

次にコメントの多くは，②田畠論文において，フランスでは遅れ気味に発達してきた人種・民族・エスニシティ理論研究を十分発掘し，英語系諸国で発達した最新の成果がフランスに取り入れられ始めたことを指摘し，論文にもその成果を十分取り入れ，フランスの人種・民族・エスニシティ研究に対して大きな貢献をしたと指摘していた。これは，日本の研究者が今後フランスの理論研究にも注目する必要があることを意味する。さらに，③多くのコメントが指摘していたのは，田畠君が，ニース大学が開発した言説分析ソフトを十分に使いこなし，他の研究では見られない成果を上げたという点である。日本側指導教授である関根にとって田畠君がこのような統計的な研究に手を染めるとは夢にも思わなかったが，ニース大学の研究所のマヤフリー先生（CNRS研究者）の良き指導を受けたことが成果を生んだのである。このことはニース大学の言説分析ソフトの有用性を証明し，今後の国際的比較研究の展開にとり大いに弾みをつけるものであることも確認された。④第4の点は，田畠論文は一方でフランス人とは，フレンチネスについての統計的言説分析を丹念にかつ用意周到に行いながらも，他方で受け入れ統合教育の現場での参与観察も並行して行い，どちらの研究においても十分な成果を生み出したことが評価された。普通，どちらかを選んで研究するのだが，どちらにも挑戦して成功した点が高く評価された。研究構想と大きな研究ビジョンへの挑戦が評価された。また，⑤最後にオーストラリア研究者である関根・塩原審査員からは，仏の共和主義と豪の多文化主義のどちらが多文化社会の統合に有効かという国際比較への可能性を切り開いたとも評価された。

しかしながら，本論文に対する批判も見逃せない。審査員のなかには，①田畠研究の周到さとその精緻さを積極的に評価しながらも，生み出された学位論文は少々短いのではないか，との意見を出すもの

もあった。全体的に言説分析の説明とその成果の報告に，多くの頁が費やされていたにもかかわらず，言説分析の対象が広範囲にわたるため，説明が不足しているとの批判もあった。また，②フランスにおける人種・民族・エスニシティの理論研究の先行研究は十分になされ，またフレンチネス構築研究の先行研究，歴史研究への言及は十分だとしながらも，言説分析に関する先行研究は不十分だとの批判もあった。また，③参与観察についての報告の分量が言説分析報告の分量に押されて少なくなったのではないか，まだ書くべきことがあったのではないかとの不満も多くの審査員より表明された。そのため，フレンチネスを押し付ける講師達に対して抵抗するムスリム移民系住民の姿への言及が減り，フレンチネスの強制と反発の相互作用の論証が不十分だとの意見もあった。また，参与観察の事例が少なく，好ましい事例をもっと取り上げてもよかったとの批判もあった。

二兎を追うもの一兎も得ずという結果にはならなかったとはいえ，今後，不十分といわれた研究成果の報告を充実していくことが望まれる。しかし，審査会委員長も含め，田畠論文の構想の大きさと確かさ，論証の堅実さ，驚異的な忍耐と努力の大きさ，そして田畠君は現時点で，以上明らかにされた課題を既に十分把握し，克服していく能力は十分にあるという点で意見の一致が見られた。5時間30分にわたる公開審査会は，田畠君の力量を認めたといってよい。最終討論後の評決は，本来，無記名投票でやるものだが，ネット会議という制約から，順に各審査員の意見が聴取され，全員一致で博士号を授与する際には最上級の評価を付与すべきだと決定された。評決終了後すぐに本人に結論が伝えられた。今後は双方の大学院に最終審査報告が提出されることになる。本報告はそれにあたる。

【結論】

以上のように，本学位請求論文には肯定的に評価できる側面が多いが，課題も確かにある。しかし，日本における体系的なフランスの国民アイデンティティ研究としては，大変貴重であることに間違いはない。さらに，仏語で論文を書き，ニース大大学院側審査団より，その仏語の質の高さが称揚された。当人はあまり意識していないようだが，ニース大大学院側審査員の多くは，田畠君がフランスでの研究・教育生活に参入できる実力を備えていると評価していることもあり，今後，海外へ打って出る可能性も十分である。しかも，課題として指摘されたものは今後十分克服できる可能性が高い。本研究は，グローバルに展開する国際移民の増加により，世界の国民国家に急速な多文化社会化が生じており，多くの先進諸国がその対応に苦慮していることを前提に，共和主義のフランスでも似た現象が起きていることを確認し，多文化共生の困難さを明らかにしたものである。さらに，ニース大の言説分析ソフトの質の高さを田畠君は証明したことにもなった。その結果，日本およびフランスのフランス地域研究の発展だけでなく，比較政治・社会学，国際社会学，人種・民族・エスニシティ・多文化共生の政治・社会学や，日本のホワイトネス研究の発展に大きく貢献すると思われる。

本研究は田畠君の「研究力」を十分に明らかにするだけでなく，本論文が残した課題を乗り越えていくことで，新しい学問的展望を切り開く大きな可能性を秘めていることを示している。よって審査員一同は，田畠佑実子君が提出した本博士学位請求論文は，博士（社会学）（慶應義塾）の学位を授けるに十分ふさわしい内容をもつものであると判定し，ここにその旨報告する。

以上（関根政美）。

付録1.

4月28日合同公開審査会参加者とプログラム

合同審査討論者（参加予定者）

＊慶應義塾大学社研側審査団（主査：関根）

関根政美（慶應義塾大学名誉教授・元指導教授）

塩原良和（慶應義塾大学大学院社会学研究科委員）

鈴木規子（東洋大学社会学部准教授）

小山晶子（東海大学教養学部准教授）

＊ニース大学博士学院側審査団（審査委員長Lorcerie博士）

Francoise Lorcerie（CNRS名誉研究員，研究部長）

Jocelyne Streiff-Fenart（CNRS名誉研究部長，指導教授，副査）

Damon Mayaffre（CNRS研究員，HDR）

Steve Garner（英国バーミンガム市大学教授）

プログラム

1. 審査委員長による開会の言葉 *通訳による日仏訳

—審査員の紹介

—審査会の規定の説明（通訳が入る旨の説明）

2. 田畠による口頭発表：(1) 仏語（15分），(2) 日本語（15分）

*いずれも田畠自身が担当

3. 指導教授による報告

—関根先生：(1) 日本語による報告 (2) 事前に翻訳された仏語原稿を審査員長が音読

—ストレイフ＝フェナール先生：

(1) 仏語による報告 (2) 同時/逐次通訳による日本語訳

—報告後の質疑応答：仏語あるいは日本語による応答

*逐次通訳による日仏訳

4. 審査員の先生方による報告

—塩原先生：(1) 日本語によるご報告，(2) 事前に翻訳された仏語原稿を審査員長が音読

—鈴木先生：(1) 仏語による報告，(2) ご自身，あるいは通訳による日本語訳

—ガーナー先生：(1) 仏語による報告，(2) 事前に翻訳された事前評価レポートを日本側が音読

—マヤフル先生：(1) 仏語による報告，(2) 同時/逐次通訳による日本語訳

—ロースリー先生：(1) 仏語による報告，(2) 同時/逐次通訳による日本語訳

—報告後の質疑応答：仏語あるいは日本語による応答，*逐次通訳による日仏訳

5. 審査員による評議 *通訳による日仏訳

6. 審査結果の通知 *通訳による日仏訳

付録2.

ニース大大学院・慶應義塾大大学院合同田畠君博論審査会（2016年4月28日）

通訳:小林新樹
トランスレーターズユニオン所属

博士（平成28年度）

博士（心理学）［平成28年6月8日］

甲　第4482号　松田壮一郎

自閉症児の他者感情認知における刺激機能の分析

［審査担当者］

主査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
　　文学博士　山本　淳一

副査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
　　博士（心理学）　梅田　聡

副査　日本女子大学教授　人間社会学部
　　博士（理学）　金沢　創

本論文は，自閉症スペクトラム障害児（以下，自閉症児とする）の他者感情認知を刺激機能という観点から明らかにするための，10の実験研究からなっている。これまで，ひとつの心的機能ととらえられてきた他者感情認知を，「他者」という刺激の機能の観点から分析するための枠組みをつくり，自閉症の診断，生活年齢，発達年齢，自閉症重症度，などの影響を，定型発達児との比較研究，障害のプロファイルとの相関研究，介入効果の単一事例研究，など多彩な実験的方法を用いて明らかにした点に大きな特徴がある。本論文の構成は以下のとおりである。

第1部　序論
　第1章　自閉性障害の特徴としての他者感情認知の障害
　第2章　他者感情認知における「個体条件」と「環境条件」
　　第1節　他者感情認知における「個体条件」
　　第2節　他者感情認知における「環境条件」
　第3章　他者感情認知における刺激機能の分析
　　第1節　オペラントとしての他者感情認知
　　第2節　先行研究における刺激機能の分類
　　第3節　先行研究で明らかにされていない点
　第4章　本論文の目的
第2部　実験
　第1章　実験1.　感情プロソディ–表情静止画関係の分析
　　実験1.1.　定型発達児における感情プロソディ–表情静止画関係の分析
　　実験1.2.　自閉症児における感情プロソディ–表情静止画関係の分析
　第2章　実験2.　状況動画–表情静止画関係の分析
　　実験2.1.　定型発達児における状況動画–表情静止画関係の分析
　　実験2.2.　自閉症児における状況動画–表情静止画関係の分析
　第3章　実験3.　感情プロソディ–表情静止画関係の確立

第4章　実験4.　状況動画–表情静止画関係の確立
第5章　実験5.　視線運動に対する表情の先行刺激としての機能分析
実験5.1.　定型発達乳児の視線運動に対する表情の先行刺激としての機能分析
実験5.2.　自閉症児の視線運動に対する表情の先行刺激としての機能分析
第6章　実験6.　視線運動に対する表情の後続刺激としての機能
実験6.1.　定型発達成人の視線運動に対する表情の後続刺激としての機能
実験6.2.　自閉症児の視線運動に対する表情の後続刺激としての機能
第3部　総合考察
第1章　本研究で明らかになった点
第1節　等価性に基づくオペラントとしての他者感情認知
第2節　観察反応における表情の刺激機能分析
第2章　オペラントとしての他者感情認知の展開
第1節　自閉性障害と他者感情認知
第2節　行動随伴性としての他者感情認知
第3節　社会的行動の体系化に向けて

第1部の序論では，他者感情認知に影響を及ぼす要因として，大きく個体条件と環境条件を想定した。その上で，他者感情認知をオペラント行動，レスポンデント行動としてとらえなおす枠組みを設定した。その枠組みの中では，他者感情を機能的感情刺激クラス（「刺激–刺激」関係,「刺激–反応」関係）の総体，他者感情認知を機能的感情刺激クラスの成立という観点から，主としてオペラント行動における高次の刺激性制御と位置付けた。その上で，先行研究のレビューを展開し，これまでの他者感情認知研究で用いられてきた実験的な手続き・刺激・課題を，等価性（equivalence）の枠組みを用いて分類し，以下のような論点を抽出した。(1) 系統的な刺激操作による実験研究が少ないため，一貫した結論が出ていない。(2) 知的障害のある自閉症幼児の研究が少ないため，他者感情認知の可塑性が明らかになっていない。(3) 障害と発達との関係を分析した研究は，たいへん少ない。(4) 他者感情の強化機能を分析した研究は，ほとんど行われていない。

第2部の実験研究は，本論文の中心をなすものであるので，詳細に検討していく。

実験1.1.では，定型発達幼児38名（生活年齢：3歳から6歳）を対象に，喜び・驚き・怒り・悲しみの4つの感情について「感情プロソディ（韻律）」を含んだ音声刺激を見本刺激として提示し，それらに対応する「表情の静止画」を選択させる課題を設定した。この「感情プロソディ（韻律刺激）–表情静止画」関係の成立の有無が検討された。同時に異なった人の表情を用いた見本合わせ課題である「表情–表情」関係も評価された。なお，「　」内の前項は見本刺激，後項は選択刺激（分化反応）を表す。その結果，幼児では，「感情プロソディ–表情」関係は「表情–表情」関係に比べ成立しにくいことが示された。また，生活年齢と「表情–表情」課題の正反応率，生活年齢と「感情プロソディ–表情」課題の正反応率には有意な正の相関関係が認められた。本実験において，言語手がかりを必要としない研究方法論をつくりあげ，今後の幼児や自閉症児を対象とした研究で活用していく道を開いた。

実験1.2.では，自閉症児10名（平均発達年齢：5.5歳）および定型発達幼児22名（平均生活年齢：5.5歳）を対象に，「表情–表情」関係および，「感情プロソディ–表情」関係の分析がなされた。その結果，

自閉症児と定型発達児の間で「表情–表情」関係の正反応率に違いはなかったが，「感情プロソディ–表情」関係において差が見られた。以上から，感情を表す視覚刺激である「表情」の機能が，聴覚刺激である「プロソディ」の機能に比べ，発達の早い段階で獲得されることが示唆された。

実験2.1.では，定型発達幼児26名（生活年齢：3歳から6歳）を対象に，成人2名が登場する状況を表す動画と表情との関係の成立の有無が検討された。動画内では，モデル1はモデル2の情動反応を引き起こすような行動を行ない，その際のモデル2の感情を表情静止画の中から選択させた。その結果，幼児は4つ全ての感情カテゴリーに対しチャンスレベル以上の正反応率を示した。また，年齢が高いほど正反応率が高かった。このことから，「状況動画–表情静止画」関係は，未就学期，就学期にかけて環境との相互作用を通じて確立されていく可能性が示唆された。

実験2.2.では，自閉症児10名（平均発達年齢：5.1歳）および定型発達児13名（平均生活年齢：5.1歳）を対象に，「状況動画–表情」関係の成立の有無が検討された。その結果，自閉症児と定型発達児の間に正反応率の違いはないことが示された。また，自閉症児の発達年齢と正反応率の間に正の相関関係があったが，生活年齢や自閉症重症度と正反応率の間には相関関係がなかった。

実験3.では，実験1.2.において「感情プロソディ–表情」関係が成立していなかった自閉症児4名について，介入し評価する介入研究という方法論を用いてその獲得が検討された。その結果，機能が成立しているカテゴリーと成立していないカテゴリーとの2つを組み合わせる手続きによって，学習が成立し，未訓練の新奇刺激に対しても般化することが示された。知的障害のある自閉症幼児であっても，訓練により「感情プロソディ–表情」関係を獲得できることを示した。

実験4.では，実験2.2.において「状況動画–表情」関係が成立していなかった自閉症児（2名）を対象として，介入研究という方法論を用いてその獲得が検討された。その結果，知的障害のある自閉症幼児であっても，訓練により4つの感情カテゴリー全てについて「状況動画–表情」関係を確立できることが示された。また，未訓練の刺激に対しても，般化が示された。

実験5.1.では，定型発達児（5–6ヶ月児16名，8–9ヶ月児16名，11–12ヶ月児17名）を対象に，視線追跡装置を用いて表情への視線停留反応を分析した。その結果，怒り表情に関して，目領域への視線停留割合が，驚きや悲しみに比べて大きかった。一方，驚き表情に関しては，口領域への視線停留時間が，悲しみや怒り表情に比べて大きかった。また，生活年齢が「表情–視線停留反応」関係へ及ぼす影響はないことが示された。特定の感情カテゴリーにおける表情の視線停留反応は，乳児期において既に確立されている可能性が示唆された。

実験5.2.では，自閉症児18名（平均発達年齢：5.1歳）および定型発達児11名（平均生活年齢：5.5歳）を対象に，「表情静止画–視線停留反応」について分析した。その結果，知的障害のある自閉症児と定型発達児との間で視線停留反応に違いはないことが示された。両群共に，怒り・悲しみ表情においては，目領域への視線停留割合が，驚き表情に比べ大きく，驚き・喜び表情においては，口領域への視線停留割合が，怒り・悲しみ表情に比べ大きかった。その一方，自閉症重症度が高いほど，怒り表情に対する視線停留割合が小さいことが明らかになった。

実験6.1.では，表情の強化機能を明らかにするため，定型成人20名（平均生活年齢：22.5歳）を対象に，視線停留反応に対して，怒り表情あるいは喜び表情を随伴する並列強化スケジュールを用いて，喜び表情が強化として機能するかを明らかにする実験を行った。その結果から，定型成人の視線停留反応は，怒り表情に比べ，喜び表情の随伴によって増加することが示された。視覚刺激の強化価を比較する

方法として，並列強化スケジュール法が有効だったことを示した点に方法論的意義がある。

実験6.2.では，実験6.1.と同様の手続きを用いて，自閉症児5名（平均発達年齢：5.0歳），定型発達児40名（平均生活年齢：4.7歳）に対して，表情の強化機能を評価するための探索的研究をおこなった。しかしながら，特定の表情に関して視線停留反応に対する強化機能を見出すことが出来なかった。多くの幼児が，はじめに見た刺激を選好し続けるという傾向を持っていたところから，今後の，幼児を対象とした方法論として活用できる可能性が示唆された。

以上をまとめると，他者感情認知に含まれる刺激–反応関係および顔の部位への観察反応は，生活年齢，発達年齢，自閉症重症度，診断などの要因の影響を受けること，同時に，訓練によって学習・般化可能であることが示された。

第3部の総合考察では，他者感情認知をオペラント行動として捉え，説明概念としてではなく，記述概念として分析する枠組みが提示された。また，その枠組みを用いることで，共感，参照的注視，援助行動などの社会的認知も，他者感情認知と同様に行動随伴性として捉えることができることを示して，結語としている。

この一連の研究は，特に以下の点で高く評価できる。

(1) 理論と基礎と臨床をつなぐ包括的な研究である。自閉症児の社会的認知の特徴を抽出するうえで，他者感情認知を追求したことは，現在の世界的研究の動向から考えて，妥当なことである。これまでの他者感情認知研究は，年齢の高い自閉症児童・成人の研究がほとんどであり，それが自閉症という障害そのものと関係しているとの指摘にとどまっていた。それに対して本研究では，評価方法を刺激機能として系統的に操作し，その効果を，自閉症幼児，定型発達幼児の双方で検討することで，新たな知見を得たところにオリジナリティがある。

(2) 評価研究のみならず，支援を実施しその効果（学習・般化）を分析する介入研究という方法論を用いて，可塑性の分析まで行っている点が高く評価できる。

(3) 異なった学問領域（認知科学，発達科学，行動分析学，発達障害学など）の研究を網羅したレビューを展開し，「刺激–刺激」関係，「刺激–反応」関係という観点から，独創的な枠組みを構築し，それをもとに，系統的な研究を進めたことによって，他者感情認知の中心に迫ることが出来たことも大きな成果である。

(4) 様々な年齢段階にある定型発達幼児，自閉症幼児の双方に適用可能な，言語反応に依存しない実験的方法を構築したことで，直接的な比較を可能にできた。同時に，群間比較，相関分析，事例研究法など多彩な方法論を駆使して，実験的なエビデンスを見出した点も研究の系統性，包括性を示している。

(5) 各表情への視線停留反応を調べた結果，自閉症幼児において，恐怖表情への回避反応が特徴として検出されたことは，障害の本質と早期発見の可能性を示唆する大きな成果である。

このように，本論文は，研究パラダイムの独創性，一連の研究の系統性，基礎から応用までをつなぐ包括性など，高く評価される一方で，公開審査会（2016年5月27日）では，以下のような問題点も指摘され，それに対する回答を得た。

(1) 研究の意義の提示が，先行研究で実施されていないという点にとどまっており，なぜ，そのような「刺激–刺激」関係を対象にしたかなどの考察が十分行われていない。その結果，得られたデータについて，他者感情認知のメカニズムに対する考察が十分深められていない。特に，各表情について偏りのあ

る結果は，それ自体重要な意義を持っているにも関わらず，十分な考察がなされていない。今後，医学も含めた実践領域との共同作業を進めていく場合，反応のより詳細な分析によって知見を共有する必要があるとの指摘があった。明確になったことと，完全な結論が出せないこととの分離をし，今後も刺激機能，反応傾向の詳細な分析を進めていきたいとの回答があった。
(2) 4つの感情を表わす表情刺激を用いたが，感情には様々なパラメータがある。例えば，視覚刺激としての喜びの表情には強度があり，喜びの感情を含んだ発話には韻律情報（プロソディ）も含まれる。今回，同じ刺激が用いられたが，選んだ刺激そのものの影響が大きく，結果が限定的ではないかという指摘がなされた。これに対しては，刺激内の条件をさらに系統的に操作する研究が今後必要であり，心理物理的な定量化も進めていきたいとの回答であった。
(3) 他者感情認知と自己感情認知の双方が研究テーマとして重要であるが，その展開が十分なされていないとのコメントがあった。自閉症重症度が高いほど，怒り顔に対する回避傾向が強い，など興味深い知見が得られているにもかかわらず，十分な考察がなされていないことが残念であるとの指摘があった。もとより，レスポンデント行動も含んだ分析の枠組みを作っているので，その中で再検討を試みたいとの回答であった。
(4) 定型発達児は男女を対象としているが，自閉症児は男児のみであるなど手続き上の制約について，性差の問題を検討すべきであるとの意見があった。また刺激も，男女の表情・プロソディをクロスさせる手続きも必要であるとの指摘を受けた。男女間では差がなかったとの回答であったが，今後は，性差を含めて考察していきたいとの回答であった。

公開審査会で指摘された上記の論点は，本研究を発展させ，次の研究課題のありかたを明確にし，さらなる研究を促進するためのものであり，本研究で開発された方法と得られた知見の価値を揺るがせにするものではなかった。むしろ，今後，この分野での研究を発展させるための論点として討議が展開された。

基礎研究から応用研究まで，ひとつの研究パラダイムでまとめあげ，系統的な実験研究を粘り強く続け，成果を得ていることも含め，上記全ての点を鑑みて，審査員一同は，本論文は，博士（心理学）の学位の授与に値するものと判断する。

博士（平成28年度）
博士（心理学）［平成28年6月8日］
甲　第4481号　三浦　大志

リベレーション効果の生起メカニズム：メタ認知に着目して

［審査担当者］

主査	慶應義塾大学教授（文学部），社会学研究科委員 博士（心理学）	伊東　裕司
副査	慶應義塾大学教授（文学部），社会学研究科委員 博士（心理学）	梅田　　聡
副査	名古屋大学大学院教授（環境学研究科）	

博士（教育学）　　川口　　潤

論文要旨

本論文は，リベレーション効果と呼ばれる記憶判断における現象の生起メカニズムを，実験心理学的検討を通じて，明らかにしようとするものである。リベレーション効果とは，記憶の再認判断を行う際に，再認試行の直前に何らかの認知課題を行うと，記銘リスト中にあったとする反応（old反応）の率が上昇するという現象である。本論文の本文は，序論，実験の報告，総合考察の3章から構成されている。

序論において，著者は，これまでのリベレーション効果研究を概観し，以下の3点を主張している。すなわち，(1) リベレーション効果には，認知課題の材料が続く再認課題のテスト項目と同一である直接効果と，無関連である挿入効果の2種類があり，これらの間で生起メカニズムは異なると考えられること，(2) にもかかわらず直接効果と挿入効果を区別せずに論じている研究が散見されること，(3) 挿入効果のメカニズムの解明が直接効果のメカニズムの解明に役立つと考えられ，まずは挿入効果のメカニズム解明を目指すことが合理的であること，である。これらの議論を経て，著者は，挿入効果の生起メカニズムを明らかにすることという本研究の目的を設定している。

序論の残りの部分は，リベレーション効果の生起メカニズムについてこれまでに提案された理論の検討に充てられる。著者は，これまでの実験研究をレビューしつつ各理論を丁寧に検討し，現時点で現象の生起メカニズムを最もよく説明する理論として基準シフト理論を取り上げている。これは，信号検出理論に基づき，認知課題がワーキングメモリを使うことによる再認判断の成績低下に対処するため，判断基準をより緩い方向にシフトさせることによりold反応が増加する，と考えるものである。このメカニズムがはたらくためには，実際に記憶の弁別性が悪くなり再認成績が低下する場合には，判断基準を緩い方向にシフトさせることが全体としての成績を向上させることについてのメタ認知がなければならない。またこのメタ認知に応じて，判断基準をシフトさせるメタ認知的コントロールの能力も必要である。著者は，これらの点を指摘し，メタ認知がリベレーション効果のメカニズム解明において重要な意味を持つことを，ここで指摘している。著者はまた，基準シフト理論の問題点として，これまでワーキングメモリの使用を操作した実験，ワーキングメモリ能力の個人差を扱った実験が行われていないことを指摘している。

これらの議論を踏まえ，本研究の具体的な目的として，以下の3つを設定し，序論を終えている。(1) ワーキングメモリの使用とリベレーション効果の生起に関連はあるか，(2) 挿入課題によりワーキングメモリが使用された場合に，再認課題において緩い方向へ基準のシフトが生じるのはなぜか，(3) 記憶以外の判断においてもリベレーション効果は生起するのか。

実験の報告の章では，実験1から実験9の9つの実験が報告されている。実験1，実験2はワーキングメモリの使用とリベレーション効果の生起の関連を検討したもの，実験3から実験6はメタ認知とリベレーション効果の生起の関連を検討したもの，実験7から実験9は記憶以外の判断におけるリベレーション効果の生起を検討したものである。なお，実験1から実験7では，単語を用いた再認課題が用いられているが，いずれも日常単語60項目を学習し，その後既出の単語48項目と新規単語48項目を1語ずつ提示して再認課題（old/new再認課題）が行われた。半数の再認試行の直前に認知課題が挿入された（以下，挿入課題と呼ぶ）。

実験1では挿入課題にメモリスパンテストを採用し，ワーキングメモリの負荷を5文字，2文字，0文字（挿入課題なし）と変化させた。また，別途リーディングスパンテストを行い，その成績の高低により被験者を2群に分けて分析を行っている。その結果，挿入課題を行うことによりその直後の試行のold判断率の有意な上昇は見られたが，負荷5文字と2文字の間に相違は見られなかった。また，リーディングスパンテストの成績と再認課題におけるold判断率との関連は検出されなかった。実験2では，ワーキングメモリの負荷がほとんどかからない挿入課題として，左手の人差し指で手元の円を5秒間なぞる課題（手の運動課題）を採用したところ，再認課題では挿入課題によるold判断率の上昇が見られた。ただし実験後に手の運動の記憶への影響について問われた質問に対して，再認成績が上昇するように感じたと答えた被験者では，old判断率の上昇は見られなかった。これらの結果は，リベレーション効果の大きさはワーキングメモリの負荷によって変化しないこと，ワーキングメモリの負荷がほとんどない挿入課題でもリベレーション効果が生起することを示している。著者は，これらの結果を踏まえて，基準シフト理論を修正し，以下の仮説を提案している。ワーキングメモリの負荷にかかわらず，人は挿入課題の直後の再認課題への影響についてのメタ認知により，その影響に対処して正答率を最大しようとする。挿入課題が再認を妨害するというメタ認知を持った場合には判断基準を緩い方向にシフトさせ，その結果リベレーション効果が生起し，逆に挿入課題が再認を促進するというメタ認知を持った場合には基準を厳しい方向にシフトさせ，old判断率は低下する。

実験3から実験6では，この仮説が検討されている。実験3では，挿入課題に実験2と同じ手の運動課題を用いたが，実験開始前に，手の運動が脳を活性化し記憶を促進する旨の教示が与えられた。その結果，この教示は逆リベレーション効果をもたらすことはなかったものの，実験2で見られたリベレーション効果を消失させた。実験4では，再認フェイズを前半と後半に分け，前半で再認の難易度を操作した。リベレーション効果，逆リベレーション効果を生起させない挿入課題である視覚探索課題を挿入課題として，挿入課題に続く再認試行では再認が容易な単語を，挿入課題のない試行では再認が困難な単語を提示した。挿入課題が再認を促進する，というメタ認知が生じること，それによって逆リベレーション効果が生じることを期待したのである。再認フェイズの後半では，挿入課題の有無にかかわらず再認の難易度が中程度の単語を用いて再認課題を行った。その結果，予測通り逆リベレーション効果が見られた。実験5では，再認フェイズ前半において挿入課題の有無と再認単語の難易度の組合わせをランダムにして，同様の実験を行った。この実験では，挿入課題の再認課題に対する影響についてのメタ認知は特に生じないことが期待され，再認フェイズの後半でリベレーション効果，逆リベレーション効果は生じないことが予測された。実験の結果，挿入課題の有無によるold判断率の相違は有意ではなく，この予測は確認された。実験6では，挿入課題の有無と再認単語の難易度の組合わせを実験4と逆にして，リベレーション効果が生起するかどうかを検討した。old判断率は，数値上は挿入課題があった場合にやや高くなっていたが，有意なリベレーション効果は得られなかった。著者は，元来視覚探索課題に弱い逆リベレーション効果を生起させる性質があり，実験4，実験6における再認課題の難易度の操作がメタ認知を介して再認判断の基準をそれぞれ厳しい方向，緩い方向にシフトさせたと考え，3つの実験におけるリベレーション効果のサイズの比較から，この考え方の妥当性を示した。

実験7から実験9では，再認記憶以外の判断においてもリベレーション効果が見られるかどうかの検討を行っている。架空の商品名による購入希望度の判断について，挿入課題にアナグラム課題を用いて実験した結果，リベレーション効果は得られず，さらに課題を工夫して雑音と信号が存在する信号検出

の枠組みに沿った事態を用いて実験を行っても，同効果は見られなかった。

続く総合考察の章では，著者はまず実験の結果のまとめを行い，リベレーション効果がワーキングメモリの使用によって生起する現象ではないと考えるべきであるとしている。そしてワーキングメモリの使用とは独立に生じる課題の困難さについてのメタ認知と成績を最大化するためのメタ認知的コントロールの働きがリベレーション効果，逆リベレーション効果を生起させていると論じている。さらに，最後に記憶の再認判断以外の判断においてリベレーション効果が生じなかったという結果を踏まえ，リベレーション効果の生起を決定づける要因として，信号検出理論の枠組みの成立，挿入課題の妨害効果についてのメタ認知（正確さは問わない），判断基準を動かすことにより正答率の上昇が見込めるというメタ認知，主課題における正答の存在，の4つをあげている。

審査要旨

本論文が扱っているリベレーション効果という現象は，主課題とまったく無関連な挿入課題が主課題における再認判断に影響を与えるという，直感に反する，興味深い現象である。さらに著者が論じているように，この現象は単に直感に反するという理由で興味深いだけでなく，日常の認知活動や様々な心理学実験の中に潜む現象であり，これを研究することには大きな意義が認められる。

著者は，リベレーション効果に関する研究に関しては，すべての論文に目を通し，さらにワーキングメモリ，メタ認知などに関する文献にも詳しく当たって，問題の整理を行っている。リベレーション効果の，直接効果と挿入効果をしっかりと区別し，まずは挿入効果についてその生起メカニズムを明らかにすべきである，という著者の指摘は重要である。

本論文の真価は，検証を試みたモデルが実験データにより棄却されたことを受け，新たなモデルを作り上げ，それを実証的に検証しているところにある。著者は，ワーキングメモリの使用による判断基準のシフトがリベレーション効果を引き起こしているという既存のモデルが，十分な実証を経ていないとして，実験的な検証を試みるが，データはモデルを反証するものであった。ここで著者は，新たなモデルを提唱し，工夫に富んだ複数の実験を行い，このメタ認知による判断基準のシフトがリベレーション効果を生起させるとする説の検証を行っている。著者によるリベレーション効果のメカニズムの説明の新しい説は，ちょっとした発想の転換といえなくはないが，これまでまったく議論に上ることのなかった独創性の高いものである。このモデルは，著者のメタ認知などの働きに対する深い理解に支えられたものであり，論文ではメタ認知的知識，モニタリング，コントロールといったメタ認知の各働きと判断基準のシフト，リベレーション効果の関連について厳密，かつ明快に論じられている。また，この説を検証するために行われた実験は，創意に富むものである。手の運動課題は著者の発案により作られた課題であり，教示と組み合わせることにより，メタ認知の働きをうまく捉えている。また，以前の研究でリベレーション効果を生起させないことが示された視覚探索課題と再認しやすい単語，しにくい単語を組み合わせることにより，メタ認知を作り出すという手続きも独創的で巧妙である。その他，実験は慎重に計画され，適切な分析が行われ，論理的に考察されていると評価できる。

総合考察では，ワーキングメモリの使用やメタ認知とリベレーション効果の生起の関連性についての議論を展開しているが，これらの議論は豊富な知識と文献研究に裏打ちされた，質の高いものである。ワーキングメモリやメタ認知の領域は，それぞれ多くの専門的な研究者により膨大な研究が積み重ねら

れてきた領域であるが，著者はもともとこれらの領域を専門としてきたわけではなく，リベレーション効果の生起メカニズムについて考察する上で知識を獲得し，学会発表の場におけるこれらの領域の専門家との議論などを介して考察を深めてきている。短期間で専門性の高い議論ができるようになるための努力は並大抵のものではなかったであろう。特にメタ認知に関しては，モニタリングやコントロールにおける意識性の問題など，リベレーション効果の研究からメタ認知研究に新しい知見を提供する議論を展開しており，このことは高く評価されるべきである。

ただし本論文にはいくつかの問題点も存在する。議論の中では，実験条件間に有意な差や有意な関連が見られなかったことを，自説を主張する根拠としている箇所がいくつか見られる。差や関連がないことを示すためには大きなサイズのサンプルや結果の再現が求められることを考えると，やや性急な議論となっていることは否めない。たとえば，リベレーション効果の生起にワーキングメモリの使用が関与しないことを主張する実験1の結果について，著者は実験手続きの妥当性については実験1の考察や総合考察において慎重な議論を行い，結果の解釈に留保が必要であることを述べているが，大きなサンプルや実験の再現の必要性については言及していない。また，記憶以外の判断においてリベレーション効果が見られるかどうかの検討においても，商品名の好ましさに関する判断の実験結果を過剰に一般化しようとしているように思われる点がある。細かい点ではあるが，実験結果の表記や用語の使用について，適切ではない箇所も見られた。

また，リベレーション効果の研究で挿入課題として最も多く用いられているアナグラム課題は，本研究では補足的な位置付けとなる実験にほぼ限定されて用いられており，研究の中核となる，メタ認知の関わりに関する実験では用いられていない。それぞれの挿入課題は理由があって採用されているのだが，アナグラムを挿入課題としてメタ認知の関わりを示す実験を加えることによって，主張をより鮮明にできたであろう。さらに，序論ではリベレーション効果の日常認知や広範囲にわたる心理学実験との関連の可能性について論じられていたのにもかかわらず，総合考察でこれらに触れるなど，大きなスコープの議論があまりなされていないことは惜しまれる。

以上のように，いくつかの問題点は存在するものの，いずれも論文の価値を大きく損なうものではない。有意な効果・関連がないという結果の扱いや結果の一般化については，著者自身，議論の性急さを意識しており，それを補う分析を行っている場合もあり，複数の実験の結果を総合して慎重に議論を進める，他の可能性を明記して論じるなど，必ずしも無理な議論をしているわけではない。さらにいくつかの実験を重ねて，本論文の主張を検証する必要性は残っているものの，それは今後の課題と考えるべきものであろう。それ以外の指摘については，「欲をいえば」という類のもので，博士論文としての水準に影響するものではない。

本論文で著者は，これまで十分な整理がなされず，また検討も不十分であり，統一的な見解が得られていなかったリベレーション効果の生起メカニズムについて，まったく新しい説明を提案し，複数の実験を行ってその妥当性を示している。研究の独自性，新規性は非常に高く，リベレーション効果の研究に与えるインパクトは大きい。また，メタ認知研究に対する波及効果や他の認知現象の研究に対する波及効果も大きい。論理展開や実験手続きの堅実さ，分析の適切性などを考慮すると，本論文は博士（心理学）の学位に十分に値する水準のものであると判断できる。

以上の理由により，我々審査委員一同は，本論文を三浦大志君への博士（心理学）の学位授与にふさわしいものと判断する。

博士（平成28年度）

博士（心理学）［平成28年9月14日］

甲　第4535号　熊　　仁美

自閉症児の共同注意とコミュニケーション：早期の評価と支援

［審査担当者］

主査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
　　文学博士　山本　淳一

副査　慶應義塾大学経済学部教授・大学院社会学研究科委員
　　文学修士　中野　泰志

副査　横浜国立大学教育人間科学部教授
　　博士（心身障害学）　渡部　匡隆

本論文は，自閉症スペクトラム障害児（以下，自閉症児とする）の共同注意とコミュニケーションの成立条件を明らかにするための，4つの研究からなっている。本論文の構成は以下のとおりである。

1. 問題と目的
   - 1-1. 共同注意
   - 1-2. 自閉症と共同注意
   - 1-3. 共同注意における社会的刺激の機能
   - 1-4. 本研究の目的
   - 1-5. 研究倫理について
2. 研究1：自閉症児に対するLow-intensityな保護者主導型早期療育の遡及研究
   ～包括的療育プログラムの効果と共同注意との関連～
   - 2-1. 序論と目的
   - 2-2. 手続き
   - 2-3. 結果
   - 2-4. 考察
3. 研究2：自閉症児の社会的文脈における視線理解
   ～社会的刺激の機能と形態による分析～
   - 3-1. 序論と目的
   - 3-2. 手続き
   - 3-3. 結果
   - 3-4. 考察
4. 研究3：自閉症児に対するLow-intensityな保護者主導型早期療育の効果と包括的共同注意評価の関連
   - 4-1. 序論と目的
   - 4-2. 手続き
   - 4-3. 結果

4-4. 考察
5. 研究4：共同注意集中訓練（Intensive Joint Attention Training; IJAT）の効果と言語学習の関連
5-1. 序論と目的
5-2. 手続き
5-3. 結果
5-4. 考察
6. 総合考察
6-1. 効果的な早期療育プログラムの条件と今後の発展
6-2. 共同注意と療育効果の個人差の関連
6-3. 自閉症児における社会的刺激の機能
6-4. 社会的刺激機能化の条件
6-5. 課題と今後の展望

「問題と目的」では，先行研究の広範囲のレビューが展開されている。共同注意は，①他者の指さしや視線を追随して事象に注意を向ける「反応型共同注意」と，②自ら自発的に他者の注意をひくためのアイコンタクトやジェスチャーなどによって働きかけを行う「始発型共同注意」に分類されることが示された。同時に，このような2つの分類にとどまらないコミュニケーション行動も多く存在することが指摘された。「個人と環境との相互作用」という点から共同注意の機能を分析し，他者の視線や表情といった社会的刺激が，弁別刺激や強化刺激として重要な機能を果たしている様相も検討された。反応型共同注意は，他者の視線などの社会的刺激を弁別刺激として，自分自身の視線を調整し，他者が見ている対象物を見る行動である。始発型共同注意は，自分の興味のある対象への注視や指さしを行い，次に他者の顔を注視することで，自分が見ているものに他者の注意を向けさせる行動であり，他者との社会的相互作用が強化刺激となる行動である。自閉症児においては，他者の顔，表情，視線といった社会的刺激が弁別刺激，強化刺激として機能しにくく，その結果，様々な社会的反応が成立しないことが多いという仮説が提示された。

その上で，以下の研究目的が設定された。①他者とのコミュニケーションにおいて社会的刺激が弁別刺激または強化刺激として機能する条件を設定し，自閉症児の共同注意行動に及ぼす影響を明らかにする。②個々の自閉症児の知能や発達水準と，共同注意がどのような関連を示すか分析し，社会機能の成立条件を明らかにする。③自閉症児が，特に困難を示す始発型共同注意に直接的に介入することで，社会的刺激への反応が向上し，維持されるかを検討する。④獲得した共同注意が，他者との相互作用の変容をもたらすかを明らかにする。

研究1では，多様な共同注意をターゲット行動として含んだ発達支援プログラムを開発し，70名の自閉症幼児（平均生活月齢45.8か月，平均知能指数IQ 72.7）に対して，1年間にわたって週10時間の支援を実施し，事前，6か月後，12か月後に発達評価を行った。その結果，先行研究より少ない介入にも関わらず，平均IQは，6か月後，12か月後に有意に上昇した。また，言語発達年齢の上昇も見られた。その中で，知的障害のある自閉症児のうち，IQが定型発達以上となった子どもの割合は，約半数の47%であった。始発型共同注意スコアとIQ変化量には，有意な相関関係が見られた。始発型共同注意は，発達支援効果に長期的に関連する重要な行動であることが示唆された。

研究2では，自閉症児の共同注意の特徴をより詳細に分析するために，自閉症児（平均生活月齢76.5か月，平均発達月齢64.1か月）10名，定型発達児（平均生活月齢63.3か月）10名を対象に，共同注意場面の動画刺激を作成し，系統的な実験的分析を実施した。他者の行動のビデオ動画を見てもらい，大人ひとりの行動（非社会的条件）や，大人2名が相互作用を行う様子（社会的条件）を見せ，「自然であるか，不自然であるか」の判断を求めた。

その結果，自閉症児は，非社会的条件では定型発達児と同様の反応を行ったのに対して，社会的条件では全般的に正反応率が低かった。なかでも，先行刺激と行動との関係が不自然な動画に比べて，行動に対する後続刺激が不自然な動画に関して，正反応率が低かった。このことから，自閉症児は特に，行動と後続刺激との関係の理解が困難であることが示唆された。

研究3では，新たな自閉症幼児26名を対象に，多くの指標を用いることで，研究1のシステマティック・リプリケーションを行った。新たに開発したペアレント・トレーニングに基づいた週10時間の早期発達支援を6か月間実施し，実際の共同注意行動と発達支援効果との関連を検討した。その結果，重度知的障害がある自閉症児（平均発達指数46.0）も，軽度知的障害のある自閉症児（平均知能指数70.1）同様，有意な発達指数の向上が示された。また，全般的に，他者への観察反応，近接空間での反応型共同注意，物の共有場面での始発型共同注意のスコアの上昇が見られた。

発達年齢の高い自閉症児では，始発型共同注意と社会的参照が向上した子どものほうが知能指数の増加量が有意に大きかった。発達年齢の低い自閉症児では，反応型共同注意が向上した子どものほうが発達指数の増加量が有意に大きかった。このことから，ある程度発達基盤がある自閉症児は，始発型共同注意や社会的参照を獲得する過程で，知的機能の発達が加速し，一方，基本的な発達の基盤が未獲得の自閉症児は，反応型共同注意を獲得する過程で，その機能の向上がなされたと考察された。

研究4では，共同注意が発達促進の軸になるという結果を背景にして，短期集中発達支援プログラムを開発し，自閉症幼児4名（平均生活月齢43.8か月，平均IQ 76.1）を対象に，単一事例研究計画法を用いて介入効果を分析した。その結果，全ての自閉症児が，7回から13回の介入で，観察反応，反応型共同注意，始発型共同注意，社会的参照の4つの機能の共同注意を獲得することができた。対人相互作用を行う大人が変わっても，10日後のフォローアップにおいても効果が維持された。特定の場面や形態で生起する共同注意ではなく，機能的な共同注意が獲得された。同時に，保護者との相互作用が改善し，自発的なアイコンタクトや模倣をする割合が増加した。また，共同注意を介して言語を学習できる割合が向上し，共同注意の獲得が自閉症児の学習機会を増やすことが示唆された。

本論文の一連の研究は，特に以下の点で高く評価できる。

(1) 理論，基礎，応用を備えた包括的な研究である点に特徴がある。これまで，発達モジュールごとに自閉症児の特徴を評価する研究が多かったが，それらに共通の発達基盤として，共同注意を取り上げ，社会的刺激の機能のメカニズムを分析し，他の行動や発達との関係を，介入研究によって明らかにした点に独創性がある。

(2) 多様な研究手法を用いて，共同注意の機能とコミュニケーション発達との関係を明らかにしようと試みた点も，オリジナリティを際立たせている。特に，これまで十分に分析されてこなかった始発型共同注意のメカニズムを，行動随伴性の観点から分析し，コミュニケーション行動との関係を示した点に大きな発見があった。発達支援プログラムの適用とその効果評価から，共同注意とコミュニケーション

行動とが強く関係することを明らかにした。
(3) 先行研究を精査し，独自の分岐型発達支援プログラムを開発し，70名（研究1），26名（研究3）という多くの自閉症児に適用し，その効果を，標準検査（知能検査，発達検査，言語検査，適応行動検査など）で，6か月，12か月にわたって精密に測定した研究は，国際的に見ても意義深いデータとなっている。
(4) 研究成果を総合して，共同注意を軸にした新たな支援プログラムを構成し，その効果を評価した。新たに開発されたプログラムは，発達の基盤に焦点を絞ったものであり，集中的な支援によって十分な効果を示した。適用可能性という観点から高く評価できるのと同時，個人と環境との相互作用による発達の可塑性を明確に示した。臨床研究の成果を基礎研究として詳細に分析し，その成果をさらに臨床支援プログラムに組み込むという研究サイクルは，将来の研究の発展に大きくつながるものである。

このように，本論文は，研究パラダイムの独創性，一連の研究の系統性，基礎から応用までをつなぐ包括性など，高く評価される一方で，公開審査会（2016年7月21日）では，以下のような問題点も指摘され，それに対する回答を得た。
(1) 研究1と研究3では，知能指数を指標としたが，知能指数の各項目間の関係や，他の指標との関係を詳細に分析する必要がある。また，論文の主張をより明確にするためには，今後は，統制条件を設定するなど新たな研究を立案，実施する必要がある。
この点に関して以下のような回答がなされた。今後，知能検査の項目間の関係を分析する。全体的な指標は知能指数だが，その他にも検査や実際の行動評価を実施しており，多方面からの分析を進めていきたい。今回は，先行研究から抽出した「通常支援のみ実施された群」の1年後のスコアとの比較をおこなったが，今後は，直接的に「他の発達支援プログラムのみが実施されている群」を設定し，比較研究を進めていきたい。
(2) 包括的発達支援の効果が，子どもの行動の変化による保護者の行動の変化を反映している可能性がある。親子の相互作用を分析の対象とすることで，効果が確立されてきた過程を明らかにすることができるはずである。
今後，保護者の子どもへの関わり方の変容過程を分析したいと回答された。
(3) 臨床的観点から，研究終了後の長期にわたるフォローアップの必要がある。同時に「生活の質」の変容過程も分析する必要がある。
長期的なフォローアップのデータ収集も行い，同時に様々な質的・量的な分析手法を駆使して，「生活の質」の解析を行うことを今後の課題としたいとの回答があった。
(4) 共同注意において，観察反応が大切であると主張されているが，知覚研究の観点からは，社会的な刺激が知覚できていないのか，知覚できているが機能していないのか明らかにする必要がある。
社会的刺激への観察反応について，詳細な視線分析は行っていないが，ビデオを用いて視線反応の評価を行うことはできる。また，機能の分析としては，相手を見る観察反応が成立した後，他の様々な社会的な場面でも，大人を見るようになるかを分析していきたいとの回答があった。

公開審査会では，基礎研究としての分析方法，臨床研究としての意義など，多様な点について討議が展開された。それらの全てに対して，今後の研究のプランも含めて回答が得られた。指摘された論点

は，今後の研究を方向づけていくものであり，本研究で開発された方法と得られた知見をさらに発展させる趣旨であった。

共同注意に関する基礎研究から応用研究までを含んだ系統的な研究を，粘り強く続け，大きな成果を得ていることも含め，上記全ての点を鑑みて，審査員一同は，本論文は，博士（心理学）の学位の授与に値するものと判断する。

博士（平成28年度）
博士（社会学）［平成29年3月23日］
甲　第4543号　本間　千尋

日本におけるクラシック音楽文化の社会学的研究
――ピアノ文化を中心として――

［審査担当者］

主査	慶應義塾大学名誉教授	
	Dr. rer soc	矢野　久
副査	慶應義塾大学名誉教授・亜細亜大学教授	
	博士（社会学）	有末　賢
	慶應義塾大学経済学部教授・大学院社会学研究科委員	
	経済学修士	柳沢　遊
	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員	
	文学修士	浜　日出夫

論文審査報告書の要旨

〔Ⅰ〕論文の構成

本間千尋君（慶應義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程在籍）が慶應義塾大学大学院社会学研究科に提出した博士学位請求論文「日本におけるクラシック音楽文化の社会学的研究――ピアノ文化を中心として――」の構成は以下の通りである。

目次

序章
1. 本稿の背景
2. 先行研究の紹介と検証
3. 本稿の目的
4. 研究の手法と本稿の構成
第Ⅰ部　理論編
第1章　文化資本としてのピアノ文化

1. はじめに
2. ブルデュー理論における趣味と文化資本
3. ブルデューにおける音楽の意味
4. ブルデュー理論の展開
5. 考察―現代社会の文化資本
6. まとめ

第2章　ハイブリッドモダンとしてのピアノ文化
1. はじめに
2. ポストモダンとモダンの変容
3. ハイブリッドモダン
4. ハイブリッドモダンと文化的オムニボア
5. 考察―土着的方法とハイブリッドモダン
6. まとめ

第Ⅱ部　実証編

第3章　近代音楽文化と日本におけるクラシック音楽の導入
1. はじめに
2. 近代西欧社会における音楽文化
3. ハイブリッドモダンとピアノ文化
4. 日本への洋楽移入と音楽教育の創設
5. 日本におけるピアノ文化の萌芽
6. まとめ

第4章　戦前におけるピアノ文化とクラシック音楽の担い手
1. はじめに
2. 戦前における生活構造の変化
3. 階層文化の形成
4. 都市の新中間層とピアノ文化
5. クラシック音楽の愛好とベートーヴェン受容
6. まとめ

第5章　戦後日本の都市化と音楽文化
1. はじめに
2. 人口動態と世帯経済から見る日本の都市化
3. 子どものとらえ方の変容
4. 母親の夢としてのピアノ文化
5. 家庭の中の音楽
6. まとめ

第6章　日本におけるピアノ文化の普及
1. はじめに
2. ヤマハ音楽教室の誕生と拡大

3. ヤマハ音楽教室と日本のピアノ文化
4. ハイブリッドモダンとしてのピアノ文化の誕生
5. まとめ
第7章　1980年代以降の「高級なアマチュア」の誕生
1. はじめに
2. クラシック・ブームの到来とピアノ文化
3. 音楽大学の変化と「高級アマチュア」の誕生
4. 贅沢趣味と受験競争
5. ステイタスとしての高級なアマチュア
6. ピティナ・ピアノコンペティションとハイブリッドモダン
7. まとめ
第8章　音楽文化の多様化
1. はじめに
2. もう一つのピアノ文化
3. ピアノ文化と文化資本
4. ピアノ文化とハイブリッドモダン
5. まとめ
終章　日本におけるピアノ文化の普及・成熟・創造の軌跡
1. 歴史的視座から見たピアノ文化
2. 階層文化としてのピアノ文化―「文化資本」概念から
3. ピアノ文化における川上源一と福田康子―「ハイブリッドモダン」概念から
参考文献
謝辞

〔Ⅱ〕内容の要旨

学位請求申請者の本間君がここで扱う「ピアノ文化」とは「ピアノで，レッスンをしたり演奏してたのしんだりすること」を意味する。本論文の目的は，130年に及ぶ日本におけるピアノ文化の社会的意味を歴史的な視座から問い，ピアノ文化の「受容」のあり方，その「独自性」を考察する。そのために本間君が注目するのが「受容者側」の視点である。この「受容者」の視点を明らかにするためにピアノ講師や一般の人々のインタビューを行なった。

クラシック音楽が研究の対象になるのは1980年代以降のことであり，その理論的前提としてピエール・ブルデューの「文化資本」概念がある。したがって申請者はこの「文化資本」概念の吟味から出発する。第Ⅰ部「理論編」の第1章がこれに充てられる。差異化機能をもつ「文化資本」概念が日本のピアノ文化の受容を考察する上で有効であることを認めつつ，「文化資本」の差異化機能の喪失に対する「文化資本」概念の限界性を見据える。

日本の特殊性をどのように捉えればいいのか，1980年代以降のピアノ文化の日本的現象をどのように社会学的に把握すればいいのか，本論の核となる作業に理論的な枠組を提供しているのが厚東洋輔の「ハイブリッドモダン」概念である（第2章）。西欧のピアノ文化が日本という空間的に異なる社会に受

容されることで生じる文化移転による変質を説明するための概念装置として，「ハイブリッドモダン」概念を位置づける。

インタビュー調査は2010年8月から2015年6月までの間に，30代から90代の女性15名と20代の男性（フランス人留学生）1名を対象にして実施している。さらに本論文の核となる「ハイブリッドモダン」の実質的な内容となる「ピティナ」の指導者福田康子の子息，福田成康（現PTNA専務理事）のインタビューも行なっている。

第Ⅱ部の「実証編」で申請者は日本のピアノ文化の受容の歴史を扱うが，第一期「ピアノ文化の萌芽期」，第二期「ピアノ文化の普及期」，第三期「ピアノ文化の成熟期」の三つの時期に分ける。

第一期「ピアノ文化の萌芽期」（明治期から第二次世界大戦終了まで）を扱っているのは第3章，第4章である。

第3章「近代西欧音楽文化」では主として明治期を対象に，クラシック音楽とピアノ文化の日本への導入を跡づけ，公の音楽教育機関での組織的ピアノ教育，民間の富裕層のピアノ文化の受容を結論づける。

第4章では，第一次世界大戦後から第二次世界大戦までの時期を対象に，都市の新中間層のピアノ文化の受容に注目する。ピアノと箏の共存から前者への移行，つまり伝統文化から西欧的文化への移行を確認する。このピアノ文化の受容を「ハイブリッドモダン」の視点で読み解き，この時期には未だ日本の独自性は見出せないと結論づける。日本の男子学生のドイツ的「教養」のジェンダー的音楽文化受容に着目し，ジェンダーによる文化受容の違いにも言及している。

第二期「ピアノ文化の普及期」は第二次世界大戦後から高度成長期前半期までを対象にピアノ文化の受容を考察する。

第5章では，新聞に現れたピアノ広告の変化（1948年，1953年，1959年，1961年），ピアノ普及率の統計的考察を行ないつつ，ピアノ文化の受容層の拡大を確認し，とりわけインタビュー調査を基に，親の子どもへのまなざしの変化，母親のピアノ文化への憧れ，父親のクラシック音楽愛好の影響を明らかにする。ピアノ文化の大衆化はこの時点では確認できず，本章で明らかになった現象はむしろ戦前の状況から大衆化の時期の狭間であることが申請者の主張である。

第6章はピアノ文化の大衆化の現象を扱う。考察の対象にするのは，1954年に開設された「ヤマハ音楽実験教室」（1959年に現在の名称「ヤマハ音楽教室」に変更）であり，中心となった日本楽器社長川上源一である。戦後日本の音楽教育に対する川上の音楽教育思想，それが具体的に結実した音楽教室にこそ，申請者は西欧と異なる日本独自のピアノ文化を見出す。音楽大学志願者数とピアノ講師数の増加の客観的数値とインタビュー調査に基づいて，申請者は，音楽教室が一方で一般大衆にピアノ文化を開放し，他方ではピアノ講師として女性に職業的展望を提供したことを強調する。日本のピアノ文化の受容はここに至って，西欧モダンのピアノ文化から「ハイブリッドモダン」としての日本独自のピアノ文化に変質したとする。

第三期「ピアノ文化の成熟期」は1980年代以降の日本のピアノ文化の変容を考察の対象にする。

第7章では，1980年代以降のピアノ文化の受容をまずは音楽大学進学者数の減少とインタビュー調査

を基に考察する。申請者は音楽大学進学者数の減少の裏側に高度な演奏技術をもつアマチュアの誕生を見出し，「選択的贅沢趣味」と特徴づける。1980年代以降のピアノ文化の変容に影響を与えたものとして「ピティナ・ピアノコンペティション」に焦点を当て，その創設者の福田康子に注目する。生徒と指導者の育成の場として位置づけ，ここにも日本独自のピアノ文化の受容（「ハイブリッドモダン」）を見る。

第8章では現在の日本における音楽文化を考察する。インタビュー調査を基にして申請者は，ピアノ文化を重要視するわけではない多様な音楽を享受する手段の一つとしての「もう一つのピアノ文化」を析出する。「差異化機能を伴わない文化資本」である。他方では高学歴化社会の中でさらにプラスするものとしての高度なピアノ技術の獲得に向かうピアノ文化現象を考察する。ここに申請者は家族の経済資本，人的資源，時間資源などに代表される「家族力」の動員による独自のピアノ文化を見る。こうした両極化に，ピアノ文化が「差異化機能の有無が異なる文化資本」となったことを確認する。申請者はさらに，ピアノ文化を超え，伝統音楽の再発見をも包含する文化的な多様性にも着目し，これを「文化的オムニボア」と特徴づけ，これも「ハイブリッドモダン」であると位置づける。

終章「日本におけるピアノ文化の普及・成熟・創造の軌跡」において，日本におけるピアノ文化の受容が日本独自のものとなったことを歴史的視座から総括する。「文化資本」概念を使いつつ，日本独自のピアノ文化の受容を特徴づけるには「文化資本」概念自体の変更が必要であり，1980年代の「差異化機能を伴わない文化資本」，現在の日本における「差異化機能の有無が異なる文化資本」という特徴づけを行なう。日本のピアノ文化の受容に独自性をもたらした契機として，「ヤマハ音楽教室」の創設者川上源一，「ピティナ・ピアノコンペティション」の考案者福田康子，両者の視点を「ハイブリッドモダン」概念から総括する。

〔Ⅲ〕本論文の成果と問題点・疑問点

◆成果

本申請論文は，ピアノを中心にクラシック音楽文化が明治期以降の近現代日本社会にどのように導入されたのか，さらに戦後にクラシック音楽文化がどのような道筋で「大衆化」して根づいていったのかを，ヒアリングや先行研究の成果を踏まえて考察している。ブルデユーの「文化資本」概念と厚東洋輔の「ハイブリッドモダン」概念の日本近代への適用の可否について，戦前期のクラシック音楽の導入の具体相，導入の担い手が歴史的にわかりやすく叙述され，ピアノやクラシック音楽を受容する人々のイメージが鮮やかに示されており，「階層文化の形成」の日本的特質が明らかにされている。

本論文が積極的に評価されるべき点として第一に，以下の点が挙げられる。ピアノ文化を社会学的に論じる場合，ブルデューの「文化資本」概念を用いて論じることが常套的であり，日本でも片岡栄美をはじめ，ブルデューに依拠した研究がすでにみられる。これらの研究については，フランスの階級文化を背景に持つブルデューの「文化資本」概念を日本にそのまま適用できるかどうかという批判がつねにつきまとってきた。本論文の学問的貢献は，ピアノ演奏が家庭で教えられ，その結果中産階級の刻印を濃厚にもつ西欧のピアノ文化を背景として展開されている「文化資本」概念を，ピアノ文化が明治以降西欧から移植され，外生的に発展した日本のピアノ文化にそのまま適用することには問題があることを指摘した点にある。日本の外生的近代化を論じるために提案されている厚東の「ハイブリッドモダン」概念を導入することによってこの問題を克服しようとしている点において，従来の研究の限界を超えて

いるといえる。

第二に，第二次世界大戦後のピアノ文化の大衆的普及のメカニズムについても，音楽教師の制度的輩出機構とその基盤，ヤマハ音楽教室の果たした役割など説得的に論じている。その結果，欧米とは異なる，高度成長期の日本におけるピアノ文化の受容の歴史的特徴を明らかにした。とくに戦後高度経済成長期におけるピアノ文化の普及に大きな役割を果たしたヤマハ音楽教室を論じた第6章は，ピアノ演奏が家庭で伝達される階級文化としてのピアノ文化を（戦前の一部の上流階級を除いて）持たなかった日本において，戦後，ピアノ文化が普及したのは，西欧から移植されたピアノ文化と，日本の土着的方法である「教室」（稽古事）を融合させた「音楽教室」というハイブリッドなピアノ文化の発明によるものであることをクリアに示しており，本論文の白眉といってよいだろう。また本章は，ヤマハ音楽教室を創始した川上源一が中産階級のハビトゥスと音楽に関する大衆的ハビトゥスを合わせ持っていたことが音楽教室という日本独自のピアノ文化創出の背景にあること，またそれを受け入れた大衆層に「高級文化」としてのピアノ文化を受容することによる差異化の欲望が働いたことも論じており，「文化資本」概念と「ハイブリッドモダン」概念という二つの理論枠組みの有効性を経験的に論証した点でも大きな貢献をなしている。

第三に，「ピティナ・ピアノコンペティション」をピアノ文化の変容現象に位置づけ，高級アマチュアに関連させ，ピアノコンクールと高級アマチュアという日本的ピアノ文化の変容を確認した。ピアノ文化受容の変化の根源を日本における「家族の総合力」に求めている。また，音楽文化おける個人的レベルでの変化を考察の対象に入れ，社会的レベルでの「ハイブリッドモダン」と対比させている。申請者は「軽やかなピアノ文化の受容」を「文化的オムニボア」と位置づけ，音楽文化それ自体が個人レベルに影響を与えたものと解釈し，音楽文化の多様化を結論づける。これは試論にとどまるとはいえ，大胆な解釈の試みとして評価でき，今後の研究方向を示している点で大いなる意欲が認められる。

第四に，本論文はジェンダー論としての性格をも持っているが，この点でも興味深い発見をしている。例えば，階級文化として発展した西欧のピアノ文化では，ピアノは女性を家庭に縛りつけるものであったが，音楽教室として展開された日本のピアノ文化では，ピアノ教師としての道を女性に開くことによって，女性の社会進出を促進したこと，また戦前期に男性がハビトゥスとして身体化したクラシック音楽文化が伏流水のように生き長らえ，戦後，子どもを音楽教室に向かわせたのではないかという仮説を提示している。これらはジェンダー論の観点から見ても興味深い知見を提供している。

◆疑問点・問題点，今後の課題

以上のような肯定的に評価できる諸点があるとはいえ，疑問点・問題点がないわけではない。

第一に，厚東洋輔のハイブリッドモダンと文化的オムニボアについては，日本におけるピアノ文化を社会学的に理解するための「理論的枠組み」として導入された概念であるが，実証主義的歴史記述から少し離れて，構築主義的解釈を試みると，「純粋芸術」から「大衆文化」への文化変容においては，多かれ少なかれ生じている雑種文化であり，複合文化である。クラシック音楽そのものが変容してきているプロセスと同時に描く必要があると思われる。

第二に，インタビュー調査の対象者とインタビュー内容について，過去の事実の「証言」として把握しているのか，生活史（ライフヒストリー）として事例が挙げられているのかが不明である。「証言」とすれば文書資料との「照合」や「食い違い」を指摘すべきであるし，ライフヒストリーとすれば人物の詳細な背景や家族状況などが叙述されねばならず，ライフコースに沿った叙述も必要になるだろう。

質的調査研究におけるインタビューの「証拠性」に配慮する必要があった。

第三に，申請者の主張の一つは，川上源一の音楽文化論について「土着的な論理と方法が反映されている」とし，その具体的内容として，「そろばん教室」「書道教室」など在来的な「教室」という手法を活用したことを重視している点にある。しかし，「そろばん教室」には地域性があり，商人の多い東京下町では数多く開かれていた。ピアノ教室の開設は高度成長期の後半期以降に盛んになり，それは，①家事でなく，こどもの教育に力を入れる新しい「母親」の大量出現，②ピアノ学習やピアノ購入を可能にする所得の上昇を見込める勤労者家庭の大量創出など，すぐれて1950年代末以降の日本経済の発展と高度成長期に特有の社会的変化に規定されていた。本論文のいう「土着的」なものとは「戦後日本社会」に固有の文化現象であったと見ることができる。そのように考えた方が，第4章で実証したクラシック音楽の階層限定的普及の歴史的性格が見えてくるであろう。

第四に，社会思想史研究者の安田常雄は，サブカルチャー（テレビ，週刊誌，大学生の読書傾向）の詳しい分析を通して，これまで隔絶していた「大正教養的」文化（大学生や知識人を担い手とする）と高学歴を獲得しない人々の「大衆文化」が融合する時期として，1960年代後半期を位置づけている。本論文でいう「ハイブリッドモダンとしてのピアノ文化」の普及期に相当する。近現代日本の文化史を画する「1960年代後半期」がクラシック音楽，ピアノ文化の歴史の中でどのように位置づけられるのか，必ずしも明確ではない。

批判点としてではなく，今後の課題として以下の点を指摘しておきたい。

第一に，「現在の日本」のピアノ文化の特徴づけにおいて「家族力」概念が展開される。現在に限定された現象ではなく，近代以前の日本にも，また近代化日本，さらにその大衆化においても，およそ文化の変容において一貫して流れるものとして「家族力」を位置づけることができるのではないか。この「家族力」概念を普遍化して「家族資本」などに昇華することが可能だとすれば，ブルデューの「文化資本」概念を超克する概念として精緻化できるかもしれない。

第二に，ピアノ文化にとどまらず，近代日本の音楽（演奏）文化の全体像が描かれると良いかもしれない。その際同じく明治に委嘱された軍楽隊文化がその後どのように受容され変容していったのか，都市文化であったピアノ文化と並んでブラスバンド文化があるが，地方の子どもたちにも参入可能な音楽文化であった。その歴史，担い手，両者がどのように差異化しつつ変容していったのか，比較史的考察の対象とすればより豊富な研究となろう。

〔Ⅳ〕総合評価

2016年10月12日9時から10時45分まで申請者の面接試問を実施した。申請者の論文内容についての報告後，質疑に入り，ブルデュー理論との関連，ハイブリッドの意味内容，インタビューの理論的位置づけ，歴史的視座の意味内容，さらに，地域差の問題，学校教育における音楽教育との関連性について1時間以上に渡って議論がなされた。

口頭面接をも考慮に入れて総合評価して審査委員会は，本間君の博士学位申請論文は，「日本におけるピアノ文化」という社会学的研究の少ない領域の研究課題に対して理論的，実証的，歴史的など様々なアプローチを駆使して挑んでおり，意欲的で丁寧な研究成果となっているものと評価する。ブルデュー理論における「文化資本」の「身体化された文化資本」「客体化された文化資本」「制度化された文化資本」という三形態に対応して，「演奏技術」「楽器としてのピアノ」「音大進学」という具体的な

側面を追求し，「ヤマハ音楽教室」や「ピティナ・ピアノコンペティション」などの日本的事象を見出した点は，日本におけるピアノ文化の重要な発見である。社会史を中心とした歴史的，時代的考察とともに，教育・家族・都市化などの世代的継承や「文化資本」「ハイブリッドモダン」など社会学的考察が理論的に加味されており，総合的な考察となっている。

本論文は，ピアノ文化・クラシック音楽受容層の生成，発展，成熟という特定の視角からの近現代日本社会史としての側面を有しており，一つ一つの問題に対する研究史や関連する文献の研究知見が豊富に活用されていることも，本論文の価値を高める一因になっている。

以上から，審査委員会は本博士号申請論文が「博士学位授与に値する論文」であると判断する。

博士（平成28年度）
博士（心理学）［平成29年3月23日］
甲　第4555号　藤巻　　峻

A Parametric Analysis of Resurgence: Toward a Synthetic View of Behavioral Momentum Theory and Context-change Hypothesis

［審査担当者］

主査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 文学博士	坂上　貴之
副査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 文学博士	山本　淳一
副査	慶應義塾大学文学部准教授 博士（農学）	伊澤　栄一
副査	West Virginia University, Art & Sciences Centennial Professor	Ph.D. Kennon Andy Lattal

論文審査の要旨

藤巻峻君の学位請求論文「A Parametric Analysis of Resurgence: Toward a Synthetic View of Behavioral Momentum Theory and Context-change Hypothesis」について，Lattal教授を除く主査および副査計3名は，2016年12月27日10時30分より慶應義塾大学三田校舎にて公開の形をとった審査会を開いた（Lattal教授は手紙にて審査結果を送られた）。以下はその報告である。

本論文は，獲得，維持，消去というオペラント反応の3つの変容過程のうちの消去過程における「反応復活（resurgence）」という現象を取り扱った研究について述べている。この消去過程ではそれまで維持されていた反応が減弱していくが，その過程には過去の反応の履歴や標的となった反応以外の反応への刺激の効果が大きな影響を与えることが分かっており，この反応復活に関わる研究もそうした影響を検討するものとなっている。本論文は英語で書かれたものであるが，審査要旨については日本語で記述する。目次の構成（原著及び邦訳）は以下のとおりである。

1. INTRODUCTION
  1.1 Effects of Reinforcement Rate for the Target Response on Resurgence
  1.2 Effects of Reinforcement Rate for the Alternative Response on Resurgence
  1.3 Theories of Resurgence
    1.3.1 Response-prevention（Prevention-of-extinction）Hypothesis
    1.3.2 Quantitative Model Based on Behavioral Momentum Theory
    1.3.3 Context-change Hypothesis
  1.4 Differential Roles of Reinforcement for the Target and Alternative Responses in Resurgence: Proposal for a Synthetic View of Behavioral Momentum Theory and Context-change Hypothesis
  1.5 Purpose of the Present Study
2. EXPERIMENTS
  2.1 A Further Look at Reinforcement Rate and Resurgence
    Experiment 1
  2.2 Development of New Procedures for Studying Resurgence
    Experiment 2
    Experiment 3
  2.3 Parametric Analysis of Resurgence: Effects of Probability, Rate, and Magnitude of Reinforcement
    Experiment 4
    Experiment 5
    Experiment 6
    Experiment 7
3. GENERAL DISCUSSION
  3.1 Effect of Target Reinforcement on Resurgence
  3.2 Effect of Alternative Reinforcement on Resurgence
  3.3 Validity of the Synthetic View of Behavioral Momentum Theory and the Context-change Hypothesis
  3.4 Future Directions in the Study on Resurgence: Theory Driven or Data Driven?
4. REFERENCES

1. 序論
  1.1 標的反応の強化が反応復活に及ぼす影響
  1.2 代替反応の強化が反応復活に及ぼす影響
  1.3 反応復活に関する諸理論
    1.3.1 反応（消去）妨害仮説
    1.3.2 行動モメンタム理論に基づく数量的モデル
    1.3.3 文脈変化仮説

1.4　反応復活における標的反応強化および代替反応強化の役割：行動モメンタム理論と文脈変化仮説の統合モデルの提案
1.5　本研究の目的
2.　実験
2.1　強化率と反応復活の関係性についての再検討
実験1
2.2　新しい実験手続きの考案
実験2
実験3
2.3　強化率・強化量・強化確率が反応復活に及ぼす影響：離散試行型手続きと単一セッション型手続きを用いたパラメトリックな分析
実験4
実験5
実験6
実験7
3.　総合考察
3.1　標的反応強化と反応復活
3.2　代替反応強化と反応復活
3.3　行動モメンタム理論と文脈変化仮説の統合モデルの妥当性
3.4　反応復活研究の展望：理論駆動かデータ駆動か
4.　引用文献

最近まで強化されていたオペラント反応（代替反応）が消去されることで，それ以前に獲得され，その後に消去されたオペラント反応（標的反応）が再出現する現象を反応復活という。典型的に，反応復活は3フェイズ構成の手続き，すなわち，フェイズ1：標的反応の強化，フェイズ2：標的反応の消去・代替反応の強化，フェイズ3：代替反応の消去，で検証される。このフェイズ3における標的反応の再出現が反応復活と定義される。反応復活の強さやパターンは各フェイズにおける様々な実験操作の影響を受けることが多くの研究で報告されている。それらのうち，本研究ではフェイズ1における標的反応の強化，フェイズ2における代替反応の強化の影響を実験的に検討した。

本研究の第1の目的は，標的反応と代替反応のそれぞれに対する強化が反応復活に及ぼす影響について，以下の2つの仮説が成立するかを確かめることであった。

仮説①　標的反応の強化は反応復活の強さに影響する。標的反応に対する強化率・量・確率を低い値から高い値へと段階的に操作した場合，反応復活の強度はある程度の値までは強まるが，提示される強化子数が極端に高くなると飽和化して強化効果が落ちるため，逆に反応復活は弱まる。
仮説②　代替反応の強化は反応復活が生じるか否かを決める。代替反応に対する強化率・量・確率を段階的に操作した場合，強化子数が低い場合には反応復活はほとんど生じず，高い場合には反応復活が生じやすくなる。

したがって，横軸に標的または代替反応に対して提示された強化子の数，縦軸に反応復活の強さ（テスト時の総反応数）をとった場合，仮説①は逆U字型関数，仮説②はシグモイド型関数になるという予測をもたらすことになる。

反応復活に関してはこれまで主に2つのモデル，Shahanらによる行動モメンタム理論を土台とした数量的モデル（例えばShahan & Sweeney, 2011; 以下BMTモデルとする）と，Boutonらによる文脈変化仮説（例えばBouton & Schepers, 2016）が有力視されてきた。BMTモデルは，ある刺激文脈で呈示される強化子数が反応復活の強さを決定づけるとするモデルである。すなわち，フェイズ1において標的反応に対して呈示される強化子数が多いほど，反応復活も強まることを予測する。このモデルは同じ刺激文脈内で呈示された強化子の数が強度を決定すると仮定しており，標的反応と代替反応のいずれに随伴して呈示されるかは重要ではない。そのため，フェイズ2で標的反応と代替反応それぞれに対応した弁別刺激が呈示されているならば，代替反応に対して呈示された強化子数が反応復活の強さに寄与することを予測することになる。つまり代替反応に対する強化子数が多くなるほどより強い反応復活が生じることを予測するのである。まとめると，BMTモデルは標的反応と代替反応に対する強化子数のどちらを操作した場合でも，反応復活の強さ，すなわち量的な側面に影響することを予測する。

文脈変化仮説は，強化子が持つ弁別刺激としての機能に焦点を当てた仮説である。上述した3フェイズ構成の手続きにおいて，フェイズ2からフェイズ3へ移行する際には，代替反応に対して呈示されていた強化子が一切呈示されなくなる。この強化子呈示の中止によって文脈の変化が生み出され，反応復活が生じると仮定している。もしフェイズ2で呈示される強化子が多ければ，個体が文脈変化を弁別しやすくなるため，反応復活が生じやすくなると予測する。この仮説によれば，個体が文脈の変化を弁別できるかどうかによって，反応復活が生じるかどうかが決まることになる。そのため，代替反応に対する強化は，反応復活がどの程度強くなるか弱くなるかという量的な側面ではなく，反応復活が生じるか生じないかという質的な違いを生み出すことになる。この点は上述したBMTモデルと異なる予測である。さらにこの仮説は，フェイズ1における標的反応への強化が反応復活に及ぼす影響についてはいかなる予測も行わない。この点は文脈変化仮説とBMTモデルとを区別する（そして本研究での仮説とを区別する）重要な相違点である。

これまでの研究から，BMTモデルによる標的反応の強化が反応復活に及ぼす影響についての仮説はおおよそ支持されている（例えばPodlesnik & Shahan, 2009, 2010）。しかし，代替反応の強化が及ぼす影響については，文脈変化仮説の方がより妥当な説明を提供している（例えばSchepers & Bouton, 2015）。本研究の仮説は，標的反応強化の影響に関してはBMTモデルの予測と一致し，代替反応強化の影響に関してはBMTモデルではなく文脈変化仮説の予測と一致しており，もし本研究の両仮説が同時に支持されるのであれば，これらのモデルを統合することで，より包括的な予測と説明をもたらすモデルになる。本研究の主な目的は，この可能性をパラメトリックな変数操作を通じた実験によって検証することであった。

本研究の第2の目的は，反応復活を研究するための新たな実験法の考案であった。反応復活研究はこの15年で爆発的に増加したが，未だにその制御要因に関する理解が十分に進んだとは言い難い。その一番の理由は，従来の手続きでは実験の実施から完了まで最低でも1ヶ月以上を要する上に，現象自体がそもそも生じにくいため，様々な独立変数を長期間にわたって段階的に操作することが難しいためである。しかし，反応復活を量的に予測するようなモデルや理論の発展には，パラメトリックな変数操作

を通じた実験が不可欠であり，本研究ではそうした実験を可能にする実験法の新たな考案を目指した。

本研究では7つの実験を通じて上述した目的を検討した。以下では7つの実験の概要を簡潔に示す。

実験1：従来型の手続きを用いた，代替反応強化率が反応復活に及ぼす効果の検討

被験体としてデンショバト，手続きとして2成分で構成された混成スケジュール（実験1-1および実験1-2と1-3のフェイズ1）または混成並立スケジュール（実験1-2と1-3のフェイズ2と3）を用い，代替反応の強化率が反応復活に及ぼす影響を3つの実験を通じて検討した。

実験1-1では，フェイズ1で2つの成分における標的反応を，ともに変動時隔（variable interval: 以下VI）30秒スケジュールで強化した。フェイズ2では，一方の成分（以下，高強化率成分）では，標的反応を他行動分化強化（differential- reinforcement-of-other-behavior: 以下DRO）20秒スケジュール，他方の成分ではDRO60秒スケジュールで消去した。フェイズ3では全ての強化子の呈示を中止した。実験1-2と1-3におけるフェイズ1と3での実験操作は，実験1-1と同様であり，フェイズ2のみ異なっていた。実験1-2では，2つの成分ともに標的反応に対して消去スケジュールを適用し，高強化率および低強化率成分における代替反応をそれぞれVI 20秒，VI60秒スケジュールで強化した。実験1-3では，高強化率成分における標的反応はDRO60秒スケジュールで消去する一方，代替反応をVI60秒スケジュールで強化した。低強化率成分では，標的反応を消去スケジュールで消失させ，代替反応をVI60秒スケジュールで強化した。

3つの実験を通じて高強化率成分と低強化率成分で反応復活の強さに系統的な違いは見られず，強化率を段階的に操作したより詳細な実験の必要性が示唆された。さらに，複数の個体で反応復活が生じなかったことから，反応復活という現象をより高い精度で観察できる実験事態の必要性が示唆された。

実験2および3：新たな実験法の考案

実験2と3では反応復活を検証するための新たな実験法を考案することで，長期にわたる独立変数の操作に耐えうる実験事態の創出を目指した。

実験2では5匹のWistar系ラットを被験体とし，離散試行型手続きを用いて反応復活を検証した。実験は一般的な反応復活の手続きと同様に，3フェイズで構成された。全フェイズを通じて1セッションは200試行で終了した。この手続きの特徴は，1試行につき1反応しかできないという点にあった。すなわち，試行開始とともに標的反応と代替反応に対応したレバー（以下，標的レバーと代替レバー）が呈示され，一方のレバーに対して1回反応した時点で1試行が終了した。

実験2-1のフェイズ1では，標的レバーと代替レバーのいずれかに反応すると，25%の確率（すなわち，4試行に1回）で，強化子（45mgのペレット）が1個呈示された。フェイズ2では標的レバーに対する反応は消去され，代替レバーに対する反応のみが25%の確率で強化された。フェイズ3では両レバーに対する反応は消去された。その結果，全5個体において十分に視認できる強度で反応復活が生じた。実験2-2ではフェイズ1とフェイズ2における強化確率を25%から50%に変化させた結果，4個体において実験2-1よりも強い反応復活が見られた。実験2-3aではフェイズ1とフェイズ2の強化確率をそれぞれ25%と50%とし，実験2-3bではそれぞれを50%, 25%とした。その結果，5個体中3個体において実験2-3aよりも実験2-3bで強い反応復活が見られた。

実験2では，各個体が合計で4回反応復活の手続きを経験したが，全個体とも全ての実験において反

応復活が見られた。この離散試行型手続きでは高い精度で反応復活を観察できることが示されたため，パラメトリックな変数操作に耐えうる実験事態であると結論づけた。

実験3では4匹のWistar系ラットを用い，単一セッション型手続きを用いて反応復活を検討した。通常の反応復活の手続きでは，3つのフェイズそれぞれを最低でも10セッション程度実施する。しかし実験3で使用した手続きではフェイズ1と2を15分，フェイズ3を10分とし，単一セッション内で反応復活が見られるかどうかを検証した。

フェイズ1では標的反応をVI 30秒スケジュールで強化する一方，代替反応には消去スケジュールを適用した。フェイズ2では代替反応をVI30秒スケジュールで強化し，標的反応を消去した。フェイズ3では両反応に対して消去スケジュールを適用した。

その結果，全4個体において反応復活が生じた。単一セッションで反応復活を検証できるということは，複数の実験条件を実施したとしても実験に要する時間を最小限に留めることが可能であることを意味しており，変数をパラメトリックに操作する上で有用な手続きであると結論づけた。

実験4〜7：強化率・強化量・強化確率が反応復活に及ぼす影響

実験4から7では，離散試行型手続きと単一セッション型手続きを用いて，標的反応および代替反応の強化確率，強化量，強化率のそれぞれを操作して反応復活に及ぼす影響を検証した。以下に各実験の概要を示す。なお，以下に述べる実験はすべて4つの条件で構成されており，各条件は3つのフェイズを含んでいた。被験体にはWistar系ラット4匹を用いた。

実験4-1では離散試行型手続きを用いて標的反応の強化確率が反応復活に及ぼす影響を検証した。フェイズ1では標的レバーに対する反応が12.5%, 25%, 50%, 62.5%のいずれかの強化確率で強化された。全条件を通じて，フェイズ2では標的反応は消去され，代替反応は37.5%の確率で強化された。フェイズ3ではすべての反応が消去された。4個体中3個体において，12.5%条件から50%条件にかけて反応復活は強くなるが，62.5%条件では50%条件よりも弱くなる傾向が見られた。この結果は，標的反応の強化確率をパラメトリックに操作した場合，反応復活の強さは逆U字型の曲線になるという本研究の仮説①と一致した。

実験4-2では，代替反応の強化確率が反応復活に及ぼす影響を検証した。手続きは実験4-1と同様であったが，標的反応ではなく代替反応の強化確率を12.5%, 25%, 50%, 62.5%の4条件で変化させた。4個体中3個体において，12.5%条件と25%条件では弱い反応復活が生じるにとどまったが，50%条件と62.5%条件では他の2つの条件よりも強い反応復活が生じた。しかし，12.5%条件と25%条件の間，50%条件と62.5%条件の間では，それぞれ反応復活の強さに系統的な違いは見られなかった。この結果は，代替反応の強化確率と反応復活との間には，シグモイド型関数が見られるという仮説②とおおよそ一致した。

実験5-1では，離散試行型手続きで標的反応の強化量が反応復活に及ぼす影響を検証した。フェイズ1では標的レバーに対する反応が12.5%の確率で強化されたが，実験条件に応じてペレットが1個，2個，4個，または5個呈示された。フェイズ2では標的反応に対する反応は消去される一方，代替反応に対しては12.5%の確率でペレットが3個呈示された。フェイズ3では全ての反応が消去された。フェイズ3において明確な逆U字型関数が見られたのは4個体中2個体であり，仮説①は部分的に支持されるにとどまった。

実験5-2は，標的反応に対する強化量を3個に固定し，代替反応に対する強化量を4つ（1, 2, 4, 5個）の条件で変化させた点以外は実験5-1と同じ構成であった。個体内および個体間を通じて，代替反応の強化量と反応復活の間に一貫した関係性は見られず，仮説②とは一致しない結果だった。

実験6-1では，単一セッション型手続きで標的反応の強化率が反応復活に及ぼす影響を検証した。フェイズ1では標的レバーに対する反応がVI15秒，VI30秒，VI60秒，VI120秒のいずれかの強化スケジュールで強化された。全条件を通じて，フェイズ2では標的反応は消去される一方で代替反応はVI15秒スケジュールで強化され，フェイズ3ではすべての反応が消去された。4個体中3個体において，VI120秒条件からVI30秒条件にかけて反応復活は強くなるが，VI15秒条件ではVI30秒条件よりも反応復活が弱くなるという，逆U字型関数が得られ，仮説①が支持された。

実験6-2は，手続きは実験6-1と同様であったが，標的反応ではなく代替反応の強化率をVI15秒，VI30秒，VI60秒，VI120秒の4条件で変化させた。4個体中3個体において，VI120秒条件とVI60秒条件では弱い反応復活が生じるに留まったが，VI30秒条件とVI15秒条件では他の2つの条件よりも強い反応復活が生じ，シグモイド型関数が得られた。この結果は，仮説②を支持するものであった。

実験7-1では，単一セッション型手続きで標的反応の強化量が反応復活に及ぼす影響を検証した。フェイズ1では標的レバーに対する反応がVI120秒スケジュールで強化されたが，実験条件に応じてペレットが1個，2個，4個，または8個呈示された。全条件を通じて，フェイズ2では標的反応に対する反応は消去される一方で代替反応はVI120秒スケジュールで強化され，強化時にはペレットが8個呈示された。フェイズ3では全ての反応が消去された。4個体中3個体で，強化時に呈示されるペレット数が1個から4個に増えるにつれて反応復活は強くなったが，ペレット数が8個まで増えると逆に反応復活は弱くなった。すなわち，実験6-1と同様の逆U字型関数が得られ，仮説①を支持する結果であったといえる。

実験7-2では，手続きは実験7-1と同様であったが，標的反応ではなく代替反応の強化量を4条件（1, 2, 4, 8個）で変化させた。しかし，個体内および個体間を通じて，代替反応の強化量と反応復活の間に一貫した関係性は見られず，仮説②とは一致しない結果だった。

これらの結果を簡潔に要約すると次の2点になる。

1. 離散試行型手続き，単一セッション型手続きのいずれにおいても，標的反応の強化確率，強化率，強化量を段階的に操作した場合，横軸に1分間あたりに得られる強化子数，縦軸に反応復活の強さ（フェイズ3で生じた標的反応数）をとると，逆U字型関数が得られたため，仮説①が支持されたといえる。
2. 離散試行型手続き，単一セッション型手続きのいずれにおいても，代替反応の強化確率，強化率を段階的に操作した場合，シグモイド型関数が得られたため仮説②が支持された。その一方で，1回の強化あたりの強化量（ペレット数）を操作した場合には，系統的な結果が見られず，仮説②は支持されなかった。

総合考察では，以下の点についての考察がなされた。(1) 全実験を通じて本研究で立てた2つの仮説はおおよそ支持されたといえる。その一方で，本研究の問題点として，一個体に複数の条件を経験させて条件の効果を検証する単一事例法に基づいた研究であるにも関わらず，全個体で十分に一貫した結果が得られなかった。(2) 標的反応に関しては強化確率，強化量，強化率を操作した場合とで同じ結果が

得られたにも関わらず，代替反応に関しては強化量を操作した場合にのみ反応復活の強さが条件間で系統的に変化せず，強化率や強化確率を操作した場合に観察された系統的変化とは異なる結果となった。この反応復活の強さに系統的な違いが見られなかった原因には，強化子が呈示される頻度の変化は文脈の変化を生み出す一方で，強化量の変化は文脈の変化に結びつかなかった可能性が考えられたが，これを立証するにはさらなる実験的検証が不可欠であり，本研究の結果のみでは最終的な結論を下すことは困難であった。(3) その他には，文脈変化仮説が示唆する「文脈」という概念の曖昧さの問題や，本研究ではなされなかった反応復活のパターンや反応復活が生じるタイミングなどの分析の必要性等が議論された。

上述の考察から，標的反応と代替反応に対する強化が反応復活に及ぼす影響は異なって現れるという仮説はおおよそ支持されたものの，BMTモデルと文脈変化仮説を統合するモデルについての妥当性は必ずしも得られず，さらなる実験的検討が必要であると本論文では結論づけた。

これまでに述べてきた論文要旨で見るように，本論文は仮説を検証するために欠くことのできない，数多くの系統だった実験からなる，綿密に計画された研究である。それだけではなく，問題としている現象を確実に繰り返して得られるような，これまでにない新しい実験手続きの考案をも含んだ労作となっている。反応復活は見出されたのが1970年というほぼ半世紀も前の行動現象にもかかわらず，最近では，著者が取り上げている2つの代表的なモデルが提示されたこともあって，今や多くの研究者が参入している研究領域となっている。本論文は，その新しい成果をふんだんに取り入れているだけにとどまらず，激しい競争の中で研究を進めているその成果の一部と考えることができ，高い研究水準を示すものとなっている。その上で，本論文の公開論文審査会においては，副査をはじめ集まってくださった研究者から，以下のような問題点や質問がなされた。

1) 本論文で焦点の当たっている代替行動に影響を与える変数である強化確率・強化率と強化量では，異なる振る舞いが観察されていた。ここで取り上げた影響を与える変数以外の変数にも注目することで，その理由をより深く掘り下げられたのではないか。(回答) 指摘の通りで，現在，特に「文脈」の持つ機能との関連をより掘り下げていこうと考えている。
2) なされた実験のうち，安定基準を満足するまでセッションを持続せず，決められたセッション数で打ち切っているものがあるが，それによって (特に消去の) 操作上の違いが生み出されたのではないか。(回答) 安定基準によっている離散試行型の実験結果でも，よっていない単一セッション型の結果とよく似たものが得られているので，おそらくは問題がないと考えられる。
3) 4匹という個体数は少なく，無理にパラメトリックな研究を展開するよりも個体数を増やして確認をしていったほうが良かったのではないか。(回答) 被験体数に限りがあったための実験計画であり，そのために一事例デザインを行った。しかし個体差も見られたために，現在，個体数を増やして実験を続けており，その後，論文として発表する予定である。
4) ここでの統合モデルでは，そのモデルの下での2つの仮説の結果としてシグモイド型と逆U字型関数を想定しているが，ことにパラメータの範囲がもたらす効果は個体ごとに異なることが予想されるので，得られたデータからこの2つを区別することは困難ではないだろうか。(回答) 確かにデータだけからこの2つの型を分離することは難しいが，現段階では統合モデル構築の元となった一方のモデル (BMT) だけからの予想が覆されたことだけは主張できると考える。

5）標的反応がフェイズ2できちんと消去されているかを確認する必要があるのではないか。そうでないと反応復活で起きている反応が，例えば代替反応の般化ではないかといったような反論を排除できない。異なる種類の強化子を標的，代替の各反応に振り当てるなどの方法が考えられないか。（回答）実験においては，いくつかの方法で標的反応であることを確認しているが，今後の課題として，そうした実験の可能性を考えることは有用と思う。

6）反応率や反応数の違いによる効果は，この研究では調べられていないのか。（回答）本研究では調べられていない。先行研究では，反応率が復活の強さに影響を及ぼすとするものもある。しかし強化量を変化させた実験7では，条件間で反応率に大きな違いはなかったにも関わらず，復活の強さに違いが見られていた。この点から，反応率の違いによる効果よりも強化率や強化数の違いによる効果の方が重要であると考えている。

7）モメンタム理論もまた文脈変化という考え方をとっているのではないか。各フェイズのセッションの長さを変えるという形での文脈変化は考えなかったのか。（回答）その通りである。特定のフェイズのセッションの長さを変えることにより，モデルでは，反応復活への異なる効果が予測可能である。

8）モデルの予測との対応ではなく，先行研究，特に本研究のように独立変数の段階的な操作を行った研究（Cançado et al., 2015）と，どの程度一致した結果だったのか。（回答）この点については確かに言及が足りなかった。Cançado et al.（2015）では反応復活自体が起こらなかったケースが多く，その点では一致しないが，代替反応強化率が復活の起こりやすさに影響しているという点は一致した結果だったといえる。

9）実験6, 7では，各条件において3回実施した復活テストのデータの平均値を用いているが，3回のテスト間で結果にどの程度ばらつきがあったのか。（回答）3回のテスト間でばらつきが大きかった個体もいれば，ほぼ同じ結果だった個体もおり，個体差が大きかった。この点は先行研究とも一致している。

しかしながら挙げられた問題点や改善点は，いずれも反応復活現象の研究にとってこれまで議論も研究もなされてこなかった部分もしくは現実的な対応が困難な部分であり，解決にはまだ多くの時間が必要と考えられる。この意味で，これらの点は，著者の今後の研究の方向性について提示されたものであると言える。

以上の議論に基づき，審査者一同は本論文が博士（心理学）学位を授与するに値するものと判断する。

博士（平成28年度）

博士（社会学）［平成29年3月23日］

甲　第4586号　安田　崇子

ケアマネジャーのメンタルヘルス向上に関わる尺度作成と要因間のモデル構築

［審査担当者］

主査　　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
　　博士（文学）　　鈴木　淳子

副査　　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

博士（社会学）　今井　芳昭
副査　慶應義塾大学看護医療学部准教授
博士（心理学）　増田　真也

〔Ⅰ〕論文の構成

本論文は，わが国の在宅医療の中核的な存在であるケアマネジャーが抱えるメンタルヘルス上の問題を浮き彫りにし，その解決策を探る手がかりとなる尺度の作成と要因間モデルの構築を目指す論文である。構成は以下の通りである。

目次

第1章　序論
1.1　はじめに
1.2　在宅医療の概観
1.2.1　今日までの在宅医療の経緯とその必要性
1.2.2　在宅医療におけるケアマネジメントの有効性と問題点
1.2.3　ケアマネジャーの制定
1.2.4　諸外国との比較
1.3　対人援助職のメンタルヘルス
1.3.1　メンタルヘルスの定義と概念
1.3.2　対人援助職としてのケアマネジャーのメンタルヘルス
1.4　本研究の目的
1.5　本研究の意義
1.6　本研究で用いる調査法
1.7　論文の構成
第2章　在宅医療におけるケアマネジャー
2.1　在宅医療におけるケアマネジャーの重要性
2.1.1　役割・機能と期待
2.1.2　ケアマネジャーの特質
2.1.3　ケアマネジャーの立場と現状
2.2　基礎資格の相違が招く諸問題
2.2.1　ケアマネジャーの基礎資格
2.2.2　ケアマネジャー受験資格の変遷と基礎資格との関連
2.2.3　基礎資格の相違から生じる諸問題
2.3　他の在宅医療従事者との連携・協働
2.3.1　チーム医療における多職種連携・協働の必要性
2.3.2　連携・協働における問題の所在
第3章　メンタルヘルスに関わる先行研究
3.1　メンタルヘルス向上の影響要因

3.1.1　ストレス
3.1.2　ソーシャルサポート
3.1.3　ソーシャルスキル
3.1.4　職務満足感
3.1.5　バーンアウト
3.1.6　コーピング
3.2　メンタルヘルスを測定する尺度
3.2.1　既存尺度
3.2.2　ケアマネジャーのメンタルヘルス測定尺度作成の必要性
第4章　YMS（Yasuda Mental health Scale）の作成
―尺度項目の選定と信頼性・妥当性の検討―
4.1　尺度項目の選定―面接法による調査
4.1.1　目的
4.1.2　調査対象者と手続き
4.1.3　面接調査時期
4.1.4　面接地域および面接場所
4.1.5　面接調査の内容
4.1.6　質的分析方法（M-GTA）と手順
4.1.7　倫理的配慮
4.2　分析結果
4.3　尺度項目の選定
4.4　YMSの信頼性・妥当性の検討―質問紙法による調査
4.4.1　目的
4.4.2　調査対象者と手続き
4.4.3　質問紙調査時期
4.4.4　調査地域および調査場所
4.4.5　質問紙調査の内容
4.4.6　倫理的配慮
4.5　分析結果
4.5.1　YMSの因子分析と項目抽出
4.5.2　YMSの信頼性の検討
4.5.3　YMSの妥当性の検討
第5章　ケアマネジャーのメンタルヘルス向上に関わるモデルの構築
5.1　調査の概要
5.1.1　目的
5.1.2　調査対象者と手続き
5.1.3　質問紙調査時期
5.1.4　調査地域および調査場所

5.1.5　質問紙調査の内容
5.1.6　使用尺度：YMSおよび既存尺度（心の健康チェック日本語版K6，日本版バーンアウト尺度）
5.1.7　倫理的配慮
5.2　分析結果
5.2.1　分散分析と多変量解析
5.2.2　Amosによる共分散構造分析の検討
5.3　考察
5.3.1　メンタルヘルス向上に関わる要因間のモデル構築
5.3.2　モデルの問題点
第6章　総合的考察
6.1　各章の要約
6.2　総合的考察
6.2.1　結論
6.2.2　YMS（Yasuda Mental health Scale）の尺度としての有効性
6.3　ケアマネジャーの地位向上とケアマネジメント全般の質の向上に向けて
6.4　今後の課題
引用文献
謝辞
付録（資料）
図表一覧

〔Ⅱ〕論文の要旨

第1章では，まずわが国の医療体制として，従来の病院医療から在宅医療へのシステム変化の概要を説明し，医療システム崩壊を避けるための在宅医療の必要性を「少子高齢化社会の到来」や「認知症高齢者の増加」などの視点から明らかにした。在宅医療は，多種多様な専門職の人々が連携し協働しあって，介護・医療・福祉を統合させ利用者とその家族のケアを行うチーム医療である。在宅医療において，利用者が住み慣れた地域で在宅生活を継続したまままきめ細かな医療や介護の対応・対処が受けられることおよび逼迫した社会保障財源をコントロールすることを可能にする制度がケアマネジメント（利用者が自立した日常生活を営むための複合的なニーズを充足させるため，介護・医療・福祉のサービスを相互に結びつけ効率的に利用できるようにすること）である。

ケアマネジメントの進行を担う役割を果たすための職種として，2000年の介護保険制度発足に伴って新たに導入されたのがケアマネジャー（介護支援専門員）である。ケアマネジメントの中核的存在として介護保険制度と医療保険制度の両方に精通する専門職として認定された。主たる職務は，利用者の身体機能・生活環境・直面している問題等を把握した上でケアプランを作成すること，利用者ニーズと各種社会資源の間のマッチングを行うことである。このような重い責任と複雑で高度な職務を担っている上に，職務範囲が不明瞭で，利用者とその家族からの過大な要求も多く，役割葛藤，過重労働，人間関係不和などの職務ストレッサーに悩まされ，過大な精神的・身体的ストレスを受けやすい。それがメンタルヘルスの不調を招き，うつ病，出勤拒否，離職などによって対人援助職としての役割を全うでき

なくなることが指摘されている。しかし，ケアマネジャーのカウンセリングを始めとするメンタルヘルス向上策や制度的サポートはないままの状況が続いている。

ケアマネジャーは介護の現場に欠かすことのできない在宅医療のキーマン的存在でありながら，その職務の重要性への社会的理解や認識は低く，メンタルヘルスの研究も不足している。このような現状を背景に，本研究の目的は，1）複雑な専門性と職務内容を担うケアマネジャーのメンタルヘルスの実態をまず面接調査によって把握し，その分析結果に基づいて，メンタルヘルスを多面的に測定する尺度（安田メンタルヘルス尺度：Yasuda Mental health Scale，以下YMSとする）を作成すること，2）質的分析による影響要因間のプロセスモデルおよび共分散構造分析による仮説生成的な因果モデルを用いて，ケアマネジャーのメンタルヘルスの関連要因を検討し，メンタルヘルス向上に資する支援策やニーズを検討することである。本研究の意義は，ケアマネジャーのメンタルヘルス問題への理解を深め，改善策を探り，社会的地位を確立する一助となることである。

第2章では，在宅医療におけるケアマネジャーの役割，特性，現状について具体的に考察した。ケアマネジャーの役割は，様々な対人援助の専門職間あるいは組織間のコーディネーターとしてチームの中心に立ち，利用者の問題を解決することである。そのため，計画性，判断力，管理能力，コミュニケーション力，適応力，柔軟性が求められる。ケアマネジャーの基礎資格は，介護福祉士，社会福祉士，看護師，薬剤師，歯科衛生士，管理栄養士など多岐にわたり，職務内容が求める専門性や能力レベルは高い。にもかかわらず，社会的な地位や給与は低く，職務内容の社会への周知も徹底されていない。さらに各専門職間の偏見や相互信頼関係の欠如によるメンタルヘルスの不調が加わって，離職率がやや高く，今後の従事者数の不足が予測されている。この点からも，ケアマネジャーのメンタルヘルスの悪化を予防し良好に保つことは喫緊の課題である。ケアマネジャーがメンタルヘルスへの不安を抱え，介護の現場で他の専門職との協働・連携の方策を見出すことが困難な状況にあることは，日本の在宅医療全般の質の低下を招きかねない。

第3章では，メンタルヘルスに関わる先行研究の知見を整理し，ストレスを中心に，ソーシャルサポート，ソーシャルスキル，職務満足感，バーンアウト，コーピングの6要因とメンタルヘルスとの関連性について議論した。また，ケアマネジャーのメンタルヘルスは，従来，ストレスやバーンアウトなどの単独尺度を用いて質問紙法によって検討されてきたことが指摘された。しかし単独要因の特質を測定する尺度だけでは，メンタルヘルスに関わる多様な要因が相互に影響しあうことを明確にできない。そのため，ケアマネジャー特有の複雑な職務・職場環境を反映させることによって，メンタルヘルスを把握・評価する手段として多面的な測定が可能な尺度を作成する必要性を示した。

第4章ではYMSの尺度項目の選定と信頼性・妥当性の検討を行った。項目の選定には，東京・神奈川・栃木・福岡の正規雇用のケアマネジャー計24名（男性5名，女性19名）を対象に半構造化による面接（計28.4時間）を実施し，ケアマネジャーの立場から在宅医療への意見や職場環境と心身の状況に関するデータを収集した。データの質的分析（M-GTA：日常の特定領域のデータ内容を繰り返し比較し，カテゴリーを探り出して新たな暫定的仮説や理論を発見生成していく修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）から，8カテゴリー【社会・職場環境とのジレンマ，職務における信頼・配慮・責務から生じる人間関係の軋轢，職務能力の自覚と自己評価，分野別専門化から生じる役割ストレスと自己否定，ストレスからくる心身の不調と離職，恵まれた職場環境と活性化する自意識，理想のケアマネジャー像，職務への満足感と継続性】が生成された。これらのカテゴリーに含まれ，面接調査で多くの

回答者が指摘し重要だと判断した具体例47項目をさらにまとめて22項目に減らし，仮のYMSを決定した。また，8カテゴリーを用いてメンタルヘルスの相互影響作用プロセスモデルを検討した結果，ケアマネジャーの職務の複雑さ，広範な職務領域，役割葛藤，重責が利用者や協働者との人間関係の不和を招き，それがメンタルヘルスに影響を与えることが示唆された。

YMSの信頼性・妥当性検討のため，東京（350名）・神奈川（100名）・栃木（50名）・福岡（350名）の計850名のケアマネジャー（面接協力者を除く）を対象に質問紙調査を実施した。最終的に611名（女性512名，男性99名：正規雇用者93.9%）から有効回答が得られた（有効回答率71.9%）。主因子法・プロマックス回転を用いて探索的因子分析を行なった結果，「疲労感（7項目）」「不安感（6項目）」「意欲・向上心（5項目）」「自己不信感（3項目）」の4因子が抽出され（Cronbachのα係数は順に .83, .84, .75, .63），内的整合性は許容できる範囲であると判断した。最終的にYMSは21項目，4つの下位尺度から構成された。

続いて，YMSの各質問項目が4因子のどれに当てはまるかについて職務経験6年以上のケアマネジャー13名が評定を行った結果，80.1%の一致率が得られ，内容的妥当性が確認された。また，4因子を用いて確認的因子分析を行ったところ，影響指標は全て．45以上を示し，適合度指標も高かったことから，因子的妥当性があるものとみなした。さらに，気分・不安障害を測定するK6日本語版およびバーンアウト尺度の2つの既存尺度を指標に用いて基準関連妥当性と構成概念妥当性を確認した。

第5章ではケアマネジャーのメンタルヘルス向上に関わる要因間の因果関係モデルの構築を目指し，質問紙調査から得られたケアマネジャー611名のデータを用いて共分散構造分析（Amos23使用）を行った。因果関係モデルの妥当性の確認，概念間の因果係数によるモデルの検証を行い，初期モデルから2度の修正を行って得られた最終モデルは適合度指標が高くデータによく当てはまると判断された。メンタルヘルス悪化状態とバーンアウトには強い相関があり，共に「（利用者との）信頼関係」「体調の悪さ」の規定要因であることが示唆された。メンタルヘルス悪化状態は「職務範囲の広さ」「気難しい利用者の担当」に高い因果係数を示したが，「経験年数」「給与」「給与妥当性」「支援の要望」とは因果関係が認められなかった。性格はYMSの「意欲・向上心」以外の3つの下位因子への因果係数は高いものの，メンタルヘルス悪化状態全般の規定要因ではなかった。

第6章では本研究の成果と今後の課題をまとめた。まずメンタルヘルス要因のプロセスモデルから，ケアマネジャーのメンタルヘルスに影響を与えるのは利用者や協働者との人間関係の不和であり，それを招くのが職務の複雑さ，広範な職務領域，役割葛藤，重責であることが示唆された。また，因果関係モデルから，メンタルヘルス悪化状態が強く規定する要因の一つが「職務範囲の広さ」であることが判明し，メンタルヘルス悪化を防ぎ向上させるための職務内容・仕事量の見直しという制度的・組織的対策の必要性が提言された。もう一つの要因「気難しい利用者の担当」からは，利用者と満足のいく信頼関係を築くことが必要で，利用者の立場に立って職務を遂行できるかどうかにメンタルヘルス悪化状態が強い影響を与えることをケアマネジャー自身が認識するため，研修会などで周知させることが肝要であると推測された。さらに，YMS下位尺度におけるK6の2区分の領域比較から，YMS因子の「疲労感」「不安感」「自己不信感」は気分・不安の軽度障害の指標に，「意欲・向上心」は陰性の指標になりうることが明らかにされた。

本研究に残された課題は，ケアマネジャーには多様な所属先があるにもかかわらず，調査対象者の多くが比較的職場環境に恵まれた居宅介護支援事業所所属であったこと，男性ケアマネジャーが少ないた

め回答者の8割を女性が占め，質的・量的な性別比較ができなかったことから，今後は回答者の属性の多様性が求められる。また，ケアマネジャーのメンタルヘルス向上への貢献のためには，縦断的調査を含めた調査を繰り返し行い，詳細な分析を行って，より妥当性の高いモデル構築を目指す必要性がある。

〔Ⅲ〕論文の評価

本論文の評価すべき点の第1は，研究テーマの社会的意義および著者の問題意識の使命感とも呼べる高さである。在宅医療の要としてのケアマネジャーのメンタルヘルス向上こそが質の高い職務遂行と社会的な地位向上を招き，それがケアマネジメント全般の質の向上へと展開していくという問題意識に基づく意欲的な研究である。第2は，4地域においてケアマネジャーとして活動中の多数の調査協力者から粘り強く時間をかけて質的および量的データを直接収集したことである。この作業により，現場の生の情報を集めその分析ができたことは本研究結果の社会的妥当性を高めるものである。特に，24人ものケアマネジャーから，日頃感じていることや考えていることを丹念に収集し，M-GTAを用いて，ケアマネジャーのメンタルヘルスにかかわる要因，そして尺度の質問項目を帰納的に生成したことは，（後述する問題点はあるものの）並々ならぬ努力の成果と推察できる。第3は，ケアマネジャーを直接対象にした尺度がなく，従来は，例えばストレス，バーンアウトなど症状ごとに個別の既存尺度を用いて測定を行ってきたが，本研究では対象をケアマネジャーに特化し，その職務内容・職場環境を反映させたメンタルヘルスを多面的に測定できる尺度を作成しようと試みたことである。第4は，質的・量的分析結果から，ケアマネジャーのメンタルヘルス向上に繋がる具体的な要因を多方面から探り，支援策を検討する手がかりを提供していることである。

しかし，課題となる点もいくつか残されている。第1に，大量のデータ収集と多様な分析に時間と努力を集中させたあまり，分析結果への深い考察や理解が不十分で，結果として貴重なデータを活用しきれなかった。また，時間不足と新たな調査対象者確保の難しさから2度目の質問紙調査ができなかったため，YMSの作成と要因間モデルの分析に同一のデータを用いざるを得なかったことが惜しまれる。第2に，考察や分析，モデルに使用する変数および変数間の関連についての厳密な説明が不足している。どのような概念設定や仮説に基づき，どのような作業プロセスで行ったかに関して必要十分な情報や論理的根拠が明確にされず，結果のみが示される傾向があった。特に，M-GTAを用いた質的分析の説明がやや不足気味で，概念生成の妥当性に関する判断の手がかりが得にくい。第3に，YMSの第4因子「自己不信感」のα係数が若干低かったことが，本研究の結果に与える影響について議論されていない。第4因子は3項目と数が少ないが，3因子構成にすると適切なグループ化ができなかったため4因子を採用していた。今後項目の拡充を行うことでα係数を高め，尺度の精緻化を進める必要がある。第4に，要因間モデルの潜在変数に設定されている性格に関する記述が相対的に少ない。メンタルヘルスと性格とがどのように関わり，ケアマネジャーの性格を把握することがメンタルヘルス改善にどのように資するのかについての応用的な議論が必要であろう。しかしながら，以上の課題は問題点であると同時に今後の研究の方向性を示すものでもあり，著者の研鑽によって克服できる課題であると考えられる。

以上から，審査員一同は本論文がケアマネジャーのメンタルヘルス向上への貢献に挑んだ価値ある業績と認め，博士（社会学）の学位授与に値するものと判断する。

博士（平成28年度）
博士（心理学）［平成29年2月2日］
甲　第4587号　山本　浩輔

運動–聴覚–視覚間における多感覚統合および時間情報統合メカニズムの解明

［審査担当者］

主査	慶應義塾大学教授（文学部），社会学研究科委員 博士（心理学）	伊東　裕司
副査	慶應義塾大学准教授（文学部） 博士（人間環境学）	川畑　秀明
副査	東北大学大学院教授（文学研究科） 博士（文学）	行場　次朗

論文要旨

我々は他者とのコミュニケーションにおいて，相手の顔や手振りを見て，声を聞くなど，同時に複数の感覚を用いることで他者の知覚や理解を行っている。コミュニケーションの主体である個人の活動に注目しても，声を生み出す運動と同時に，自らの声を聞く聴覚を組み合わせることで，流暢な発話が実現されている。しかし，複数の感覚情報を利用する際，同一対象に生じる複数の感覚情報は，その神経伝達にほぼ必ず一定の時間的な差異が存在するため（例えば，光は音よりも感覚器に早く到達する），同時に知覚される顔と声は実際には同時に伝達されておらず，また自らの話声は常に発声運動に遅れて生起していることになる。一方で，感覚間の知覚的相互作用には感覚刺激群の時間的近接が重要であることや，発話に対して話声を大きく遅延させて呈示する遅延聴覚フィードバック（DAF）によって発話の流暢性が阻害されることが知られている。そのため，複数の感覚間の相互作用には，それらの各感覚の時間情報が大きく関与していると考えられている。複数の感覚間における情報処理の統合過程については，異なる感覚刺激間の時差へ順応することにより，刺激呈示の時間的判断に変化が生じる時間的再較正現象の存在が明らかにされている。つまり，複数の感覚に到達する時差を調整する仕組みが脳内に存在することになる。過去の研究では，視聴覚間や単純な運動–視覚（もしくは聴覚）との間では時間的再較正が生起し，遅延時差を最小化しようとする傾向が知覚過程に存在することが確認されてきたが，発声や発話での感覚運動統合での時間的再較正については検討されてこなかった。さらに近年の研究では，感覚刺激間の時間的判断において，複数の感覚がどのように相互作用して時間的判断に至るかは十分に明らかになっていない。

本論文ではまず，研究1で単一音の発声事態において，研究2で継続的発話事態において，遅延聴覚フィードバック（DAF）による発話運動–聴覚フィードバック間の時差順応手続きを用いることで，運動–聴覚の統合事態における時間情報処理メカニズムについて検討した。さらに研究3では発声運動–聴覚間の時間的統合における刺激情報とそれに対する選択的注意について検討し，研究4では視覚と聴覚との間における時間的再較正現象について検討し，これらの研究を踏まえて複数の感覚間での時間情報統合について包括的なメカニズムを明らかにしようとした。

研究1では3つの具体的な実験研究を通して，単一音の発声事態において，発声感覚（運動感覚）と自らの話声フィードバック（聴覚）との時間的再較正について実験的に検討した。その結果，「ア」という単純な発声を繰り返し，その最中で声を遅延させてフィードバック呈示し続け順応させることで，発声–聴覚フィードバック間の主観的同時点（Point of Subjective Simultaneity: PSS）が継続呈示する遅延時差の大きさによって変化する，つまり主観的同時性の再較正が生起したことが明らかになった。また，この再較正は，同一の遅延時差の継続呈示だけではなく，複数の異なる時差値をランダムに呈示しても，それらの時差の平均に対して再較正が生起することが明らかになった。研究2では3つの実験研究を通じて，研究1の発声事態における時間的再較正が，文章音読といった継続的発話事態においても生起するかについて検討した。また，文章音読時の発話速度を測定することで，時差呈示による影響が知覚過程だけでなく発話の運動生成過程にも見られるかについて検討した。文章音読時においても，発話運動感覚とその聴覚フィードバックの時差の継続呈示によって，時間的再較正が生じることが示された。また，遅延時差がごく小さい場合（最大100ms）には発話速度に対する影響は見られなかったのに対し，200ms時差の継続呈示時では運動生成過程への影響によって発話速度が速くなるように調整されることが明らかになった。

研究3では，発声事態の時間的再較正について，時間情報および感覚情報への注意過程の影響を検討した。まず研究3-1では，発話感覚と聴覚フィードバックの遅延時差の継続呈示中に，話声への音高（ピッチ）の操作を行うことによって，実験参加者が，自分の声の高さが変化したことに注意を向ける場合（刺激特徴注意条件）と感覚間の時間的同時性に注意を向ける場合（同時性注意条件）とを比較検討した。その結果，刺激特徴（音高）へ注意を向けた条件ではこれまでの研究と同様に継続呈示時差の方向への主観的同時性の推移が見られたが，同時性へ注意を向けた条件では主観的同時性は呈示時差の反対方向へ推移することが示された。次に研究3-2では，時差継続呈示中に発声–聴覚フィードバック間の同時性（同時か同時でなかったか）または時間順序（声が聞こえたのが先だったか，後だったか）へ注意を向けるかによって，両課題における時間的再較正のパターン変化を検討した。時間順序判断課題では，時間順序へ注意を向けるとこれまでと同様の呈示時差方向への時間的再較正が生起したが，同時性へ注意を向けると時間的再較正はその反対方向へ推移することが明らかになった。一方で同時性判断課題では，両注意条件でともに時間的再較正の生起が確認されず，時間情報への注意によって主観的同時性の調整過程が阻害されることが分かった。これらのことから，時差呈示中の選択的注意は時間的再較正の生起の仕方に大きく影響し，同時性判断と時間順序判断が判断課題としてだけではなく遅延時差への適応過程においても異なる時間的処理過程を反映していることが示唆された。

研究4では，視聴覚間の時間的再較正について，これまで検討してきた主観的同時性と，感覚情報間の統合における時間情報との関連について検討した。研究4-1では，判断課題として時間順序判断，同時性判断および感覚統合事態としての交差／反発判断の3課題を実施し，視覚–聴覚間の時差の継続呈示中に両課題および刺激特徴の判断課題を挿入することで注意の対象を操作して，各課題における判断分布の推移パターンを比較した。その結果，時間順序判断分布は時間順序へ注意を向けると呈示時差方向への推移が見られたが，同時性判断では推移が見られず，また交差／反発判断では注意対象にかかわらず呈示時差の反対方向への推移が見られた。研究4-2では判断課題および時差呈示刺激の両方で交差／反発刺激を用い，より直接的に主観的同時性と感覚統合との関連を調べた。時間順序判断と同時性判断の分布推移には注意対象により異なるパターンが見られた一方で，交差／反発判断分布は研究4-1

と同様に注意課題にかかわらず呈示時差の反対方向へ推移し，主観的同時性と感覚統合では異なる時間情報処理を基盤としている可能性が示唆された。

以上の4つの研究を通して，発話運動感覚–聴覚間と視覚–聴覚間の主観的同時性の情報処理は共通した性質を有し，両感覚間における時間的再較正の生起パタンは，順応中の注意の向け方や課題への取り組み方によって大きく影響を受けることが明らかになった。また先行研究との比較から，環境中の感覚間時差に対する主観的同時性および感覚統合の適応過程は，階層的な情報処理モデルによって説明しうることを考察した。

審査要旨

人は視覚や聴覚，触覚など様々な感覚を通して外界から情報を得ている。しかし，それぞれの感覚情報処理に要する時間は，感覚によって様々であり，脳内でそれらの時間差を調整するように感覚情報を統合している。本論文では，運動-聴覚-視覚の3つの感覚間において生じる時差に対する順応手続きを用いて，どのように多感覚的事象の知覚的時間が適応的に調整されるについて，時間的再較正現象をもとに綿密な検討が行われた。時間的再較正とは，いわば，異なる感覚間の時差を知覚的に縮小させる脳の働きであると言える。既に過去の研究では，視覚–聴覚，運動感覚–視覚／聴覚といった異種感覚間における時差順応とその時間的再較正過程が具体的に検討されてきている。しかし，本論文で扱っているような発声・発話事態については，発話に関する運動感覚と聴覚とが時間的にどのように統合されるかについては不明な点が多い。本論文では，発話における感覚間の時差の再較正過程について緻密な実験的検討を重ね，さらに多感覚情報処理の時間的再較正のメカニズム全般の背景要因を浮き彫りにしようとしており，それらの点については高く評価できる。

本論文を詳細に見ていくと，著者は，本論文の第1章（序論）で，時間的再較正現象に関する多感覚情報処理研究について分析的に整理を行った。また，遅延聴覚フィードバック（DAF）を用いた発話制御研究を概観し，発話過程のオンライン制御に適応的な調整過程が存在することに注目し，既に検討されてきた感覚間（主に視覚–聴覚，運動感覚–視覚など）の時間的再較正現象が，発話の適応的調整過程の背景メカニズムの役割を果たしているという仮説構築を展開している。さらに，外界の知覚は多様な感覚情報の相互作用によって促進されるが，その手がかりとして重要な役割を果たすと考えられてきた複数の感覚間の時間的同時性の知覚過程についても批判的視点を含めながら過去の研究の問題点や未明な点について整理した。これらの理論的展開においては，視覚–聴覚の統合過程において既に検討され，運動感覚と他の感覚との統合過程へと研究が展開されてきた時間的再較正現象を，発話のオンライン制御過程にも当てはめようとする試みはオリジナリティが高く，本論文での実験研究の方法論にも関わる根幹であり，本論文の真価に関わる点である。欲を言えば，多感覚情報統合に関する網羅的なレビューを含んでいると，本論文に含まれる研究をより俯瞰的に位置付けることが可能だったのではないかと思える点がある。しかし，後続する具体的な実験報告に先立った先行研究の概要については適切に触れているため，コンパクトではあるものの「序論」としては十分な内容であると言える。

第2章以降の実験報告においては，まず，研究1（第2章）で単音発声時の，研究2（第3章）で文章を発話する時の，発話運動感覚と聴覚との時間的統合過程について緻密な実験を重ねた。それらにおいては，遅延フィードバックを用いて発話運動感覚と発話音声刺激との時差に対する順応を行い，その後

の課題において声が遅れて聞こえてきたという判断が，どのように時間的に再較正されるかを詳細に調べた。その結果，これまでに明らかにされてきた他の感覚間の順応と同様に，僅かな時間差であっても順応が生じ，時間的再較正が生じることを明らかにした。これらの研究は，それぞれ国際学術雑誌に掲載されたものであり，発話制御が時間的にオンライン的な調整過程を含んでいることを示す独創的な研究となっている点は高く評価できる。

さらに研究3（第4章）では，研究3-1で，順応時に自分の声の音高に注意を向けさせる場合と，発話感覚と声の同時性に注意を向けさせる場合を比較し，順応後に声の遅れ判断がそれぞれ順応と同じ方向の再較正および順応と反対方向の再較正を反映した結果となることを示した。また，研究3-2では，発話感覚と音声との時間順序に注意を向けた場合（発話と聴覚とがどちらが先であったか）と，発話と音声との同時性に注意を向けた場合（発話と聴覚フィードバックとが同時だったか，同時でなかったか）とで順応手続きを行い，順応後の声の遅れ判断がそれぞれ順応と同じ方向の再較正および反対方向の再較正を反映した結果となることが明らかにされた。このことは，先行研究において結果の一貫性が乏しかった理由を説明しうるフレームワークを提示しており，オリジナリティの高い研究知見を提供していると評価できる。また研究4（第5章）では，研究3において明らかになった2つの時間的較正（順応と同方向と反対方向の再較正過程）が，どのような条件下で生じるかを明らかにするために，視覚–聴覚刺激（交差／反発刺激）の時差順応において，視覚と聴覚刺激の時間順序に注意を向けた場合と，視覚と聴覚との同時性に注意を向けた場合とで順応手続きを行い，順応後の時差の再較正が，それぞれ同方向／反対方向の再較正を反映した結果となることを示した。これらの研究3と研究4は，研究1・2に比べて，心理物理学的手続きの複雑さや説明の不十分さによって分かりにくい点も見うけられる。また，細かい点ではあるが，実験手続きの表記や結果の用語の使用について，不十分な箇所も見られた。しかし，発話運動感覚–聴覚の間でも視覚–聴覚の間でも，注意の向け方によって一貫した実験結果が示されており，研究そのものの価値を貶めるものではない。

最後に著者は，第6章（結論）で，発話でも，視聴覚統合でも感覚間の時差情報にどのように注意を向けるかによって，その後の時間的再較正の生じ方が異なることをはじめ，多感覚情報の時間的統合に関する考察を行っている。本論文の結論ないし考察としては，多感覚統合における異なる時差への時間的再較正がどのような条件で（あるいはメカニズムで）順応に対応した方向に生じるのかあるいは逆方向的に生じるのかの説明を中心に展開している。本論文全体を通して，研究1の問題点や積み残しを研究2で，さらにその問題点や課題を研究3でという形で，具体的な実験研究の実施理由が持ち越され，それに答える形で展開されてきているため，最後の結論が研究3や研究4の時間的再較正の生じ方に限定されてしまったように思える。タイトルにある「運動–聴覚–視覚間における多感覚統合および時間情報統合メカニズム」として，研究1から研究4を位置付け直し，運動–聴覚，運動視覚，視覚–聴覚のそれぞれの統合過程を包括的に考察する必要があるのではないか，という物足りなさが惜しまれる。さらに，異なる感覚間の時差知覚について，時間的同時性や時間順序そのものの知覚メカニズムの解明が不十分なまま，過去の研究で取り上げられてきたベイズ較正を説明モデルとして取り上げているため早急な議論となっている。例えば，そのモデルに沿ったシミュレーションや過去の研究の条件に合わせた実験設定（例えば，刺激提示の分布）をもとにした直接比較があっても良かったように思える。その自説を主張する根拠が乏しくなっているのは，それらが理由となっていると考えられる。

以上のように，本論文にはいくつかの問題点は存在するものの，その多くは著者自らが問題点として

認識し，議論の性急さを意識しており，将来の課題として位置付けている。このことも考慮すると，これらは論文の価値を大きく損なうものとは言えない。むしろ，極端に議論を拡げすぎることなく，言及できる最低限の事実に目を向けており，その点は無理な議論を避けるための著者なりの配慮として見なすこともできる。また，心理物理学的研究手法に厳格に則って，適切な統計分析手法を用いて結果を導いているなど，著者の研究能力の高さが表れているものと考えられる。本論文の主張を検証する必要性は残っているものの，それは今後の課題と考えるべきもので，博士論文としての水準に影響するものではないと考えられる。緻密な実験を通して，複数の感覚間における時差調整のメカニズムが共通して存在し，時差への意識や注意過程によって現象としての時間的再較正の現れ方に影響することを示した点は評価でき，研究の独自性，新規性は非常に高く，実験心理学だけでなく脳神経科学や情報工学をまたいで関心が集まっている最先端の研究領域へのインパクトや波及効果は大きい。論理展開や実験手続きの堅実さ，分析の適切性などを考慮すると，本論文は博士（心理学）の学位に十分に値する水準のものであると判断できる。

以上の理由により，我々審査委員一同は，本論文を山本浩輔君への博士（心理学）の学位授与にふさわしいものと判断する。

博士（平成28年度）
博士（心理学）［平成29年3月23日］
甲　第4605号　中村　航洋

顔魅力知覚における多層的視覚処理および魅力知覚に伴う視覚的注意捕捉の時間特性

［審査担当者］

主査	慶應義塾大学教授（文学部），社会学研究科委員 博士（心理学）	伊東　裕司
副査	慶應義塾大学准教授（文学部） 博士（人間環境学）	川畑　秀明
副査	北海道大学大学院特任准教授（文学研究科） 博士（心理学）	河原純一郎

論文要旨

他者の容貌に対して美しさや魅力を感じることは日常的な知覚経験の1つである。特に，人間は顔に対して非常に高い感度で魅力を評価することができ，顔に感じられる魅力の程度は，社会的行動や配偶者選択等において多大な影響力を持つことが知られている。魅力を感じている状態とは，その程度によって，対象に肯定的（もしくは否定的）な認知的評価をもち，快（もしくは不快）情動が喚起され，接近（もしくは回避）行動が動機づけられていることを指す。これまで進化生物学や医学，社会心理学や実験心理学など，多くの研究領域で顔魅力に関する研究は行われてきており，特に実験心理学におい

ては，人間がどのような顔に魅力を感じ，どのようにして顔魅力を知覚しているのかについての実証的解明が行われてきた。これまでの研究では，顔魅力には文化や社会，性別を越えた，ある種の普遍的な評価基準や魅力の規定要因が存在し（例えば，平均性，シンメトリー性，性的二型性），人間は顔形態を手がかりとして顔魅力を瞬間的に評価できることが示されてきた。さらに，顔魅力はそれを評価することが求められていなくても自発的に評価され，魅力顔に対しては即時的に視覚的注意が捕捉されることが近年の研究から明らかになってきた。しかし，過去の顔魅力研究では顔魅力が自発的かつ即時的に知覚されてしまうために，顔魅力の主観的評価に至るまでの知覚処理過程を詳細に検討することが困難であったが，本論文で著者は，自発的かつ即時的な顔魅力知覚の背後にある視覚処理過程を明らかにするために，知覚心理学的実験手法（連続フラッシュ抑制法，高速逐次視覚提示法）と脳波計測を用いて検討した。

研究1では，連続フラッシュ抑制法を用いて，顔の意識的知覚経験が生じる前段階の無自覚的過程における顔魅力知覚処理について検討した。連続フラッシュ抑制法は，両眼視野闘争の原理を利用した閾下視覚刺激提示法であり，単眼に提示された視覚刺激に対する意識的知覚を，他方の眼に提示された視覚的顕著性の高いマスキング刺激によって数秒間にわたって抑制する方法である。連続フラッシュ抑制法によって顔刺激を提示すると，顔の意識的知覚経験は数秒間にわたって抑制されるが，その後自発的に連続フラッシュによる抑制が解除され，顔が意識的に知覚されるようになる。研究1では，顔刺激が提示されてから顔が意識的に知覚されるまでの時間（抑制持続時間）を指標とすることにより，顔魅力の程度が抑制持続時間に及ぼす影響について検討した。その結果，連続フラッシュ抑制下で提示された顔が魅力的であるほど，抑制持続時間は短縮することが明らかになった。こうした実験結果は，顔の意識的知覚経験が生じる前段階で，顔魅力が無自覚的に処理され始め，連続フラッシュによる抑制が解除されやすくなることを示唆している。こうした魅力顔に対する抑制持続時間の短縮は，顔刺激に対してスクランブル加工を施して形態的特徴を知覚できないようにすると認められなくなったが（研究1-2），倒立提示された顔に対しては認められることが示された（研究1-3）。

研究2では，顔の意識的知覚が生じる前段階の無自覚的過程においてどのような顔魅力が検知されているのかについて，研究1で用いた連続フラッシュ抑制法を改変して検討した。顔魅力については，多数者にとって魅力的と感じられる顔形態が存在する一方で，個人が経験する顔魅力には個人差があり，個人の経験や個人を取り巻く対人関係が顔魅力を調整することが指摘されている（例えば，恋人や配偶者の顔魅力）。例えば，過去の研究では，自分の恋人の顔は，第三者がその顔を評価する場合よりも過大に魅力的であると評価されることが報告されている。研究2では，連続フラッシュ抑制法を用いて多数者が魅力的と評価する顔を提示する場合と（研究2-1），顔形態に依存しない顔魅力を反映する恋人顔を提示する場合とで（研究2-2），これら2つの顔魅力の様態が自覚的／無自覚的に検知されるかを検討した。研究2では，研究1と同様に顔刺激が提示されてから顔の意識的知覚が生じるまでの時間（抑制持続時間）に加え，顔が意識的に知覚されてから再度連続フラッシュ抑制により顔の意識的知覚が抑制されるまでの時間（意識的知覚持続時間）を計測した。抑制持続時間が顔の意識的知覚に先行する無自覚的な顔刺激の処理を反映した指標であるのに対し，意識的知覚持続時間は顔の意識的知覚が生じた後の自覚的な顔刺激の意識的過程を反映した指標として，それらの2つの指標を取り扱った。実験の結果，顔形態に基づく顔魅力によって抑制持続時間は短縮して意識的に知覚されやすくなり，さらに意識的知覚持続時間は伸長した（研究2-1）。その一方で，顔形態に依存しない顔魅力（恋人の顔魅力）は抑

制持続時間には影響を及ぼさず，恋人に対して熱愛を強く経験する女性参加者においては，友人顔や未知顔と比較して，恋人顔に対する意識的知覚持続時間が伸長した（研究2-2）。以上，研究2の結果から，無自覚的過程においては顔形態に基づく顔魅力が処理され，顔形態に依存しない顔魅力は顔の意識的知覚に影響を及ぼすことが示唆された。

研究3では，高速逐次視覚提示法（RSVP）を用いて，魅力顔への注意捕捉の時間特性について検討した。高速逐次視覚提示法では，短時間のうちに多数の視覚刺激が逐次的に提示され，実験参加者は刺激系列の中から2つの標的（先行する標的をT1，後続する標的をT2と呼ぶ）を同定することが求められた。2つの標的を意識的に同定するためには，標的に対して注意を向ける必要があるが，T1とT2が比較的短い時間間隔（200–500 ms）で提示された場合にはT2に対しての見落としが生じやすくなる（注意の瞬き現象）。研究3では，高速で逐次提示される多数の顔刺激の中に埋め込まれた標的顔の顔魅力を操作することによって，魅力顔への注意過程の時間特性を検討した。研究3-1では，先行標的（T1）の顔魅力を操作し，T1が魅力的であるほど，T1提示後500 ms以内に提示されたT2の意識的同定が妨害されることが明らかになった（研究3-1）。一方で，後続標的（T2）の顔魅力を操作すると，T2顔が魅力的であるほどT2顔は正確に同定されやすいことが明らかになった（研究3-2）。こうした結果は，顔刺激が200 ms以下で提示され，顔魅力の評価が求められていない場合でも，魅力顔に即時的に視覚的注意が捕捉されることを示唆している。さらに，研究3-3および研究3-4では，同様に高速逐次視覚提示法で標的顔として実験参加者の恋人顔と友人顔，さらに参加者にとっての未知顔を提示した。その結果，恋人顔が先行標的（T1）として提示された場合でも（研究3-3），後続標的（T2）として提示された場合でも（研究3-4），その他の顔（友人や未知の顔）よりも正確に同定されやすい傾向が示された。特に，研究3-2では，恋人に熱愛を強く経験する参加者ほど恋人顔をより正確に同定できることが明らかになった。こうした結果は，対人関係によって調整された恋人の顔魅力が，高速逐次提示された場合にも自発的かつ即時的に注意を捕捉することを示唆した。

研究4では，研究1・研究2で示された，魅力顔への無自覚的処理過程の背後にある脳内基盤について検討するために，連続フラッシュ抑制法により顔刺激を提示した際の事象関連電位（ERP）を計測した。実験の結果，連続フラッシュ抑制下で提示された顔に対しては意識的知覚が抑制され，実験参加者は提示された顔の魅力を意識的に弁別することはできなかったにもかかわらず，顔刺激に対する事象関連電位には視覚処理の中枢である後頭領域で顔刺激提示から潜時100 msで顔の符号化処理を反映する初期の脳波成分（P1）が惹起され，それに続いて潜時200 ms以降に顔魅力を反映した早期後頭陰性電位（Early Posterior Negativity, EPN）が観察された。この電位変化は情動的顕著性の高い視覚刺激に対する自発的な注意捕捉を反映していると考えられており，顔の意識的知覚が抑制されていても，魅力顔への無自覚的注意捕捉を反映した脳内過程が存在することを示す結果となった。

本論文では，4つの研究を通して，顔魅力の自発的かつ即時的な知覚過程について検討し，顔情報が視覚系に入力されてから顔魅力の主観的評価に至るまでの顔魅力知覚過程に機能的に異なる複数の処理段階が存在することを明らかにした。顔の意識的知覚が生じる前の無自覚的過程では顔形態の符号化や顔形態に基づく顔魅力の処理が行われ，続いて，顔が意識的知覚された後の自覚的過程では顔形態に依存しない顔魅力の処理が行われ，その後，最終的に顔への主観的評価が行われると推察された。本論文では，顔魅力の知覚過程を下位の複数の知覚段階に分離して検討することで，顔魅力が多層的な視覚処理経路で知覚されていることを示した。また本論文では，顔形態に依存する顔魅力と顔形態に依存しな

い顔魅力の両方が即時的に知覚され，注意捕捉を引き起こすことを確認した。さらに，脳波計測を用いて，顔刺激提示から潜時200msで既に顔魅力を反映した脳波成分を観察し，顔魅力が比較的初期の視覚処理過程を反映したものであることを示した。顔魅力研究での進化的解釈では，顔の形態的な魅力は個体の健康度や繁殖能力，遺伝的資質の高さのシグナルとなることが想定されており，本研究で明らかにした顔魅力の無自覚的かつ即時的な知覚過程は，人間は顔魅力を即時的に評価し魅力顔に無自覚的に注意を向けることで，優良な性質（例えば，遺伝的資質）を持つ配偶者を効率的に検知している可能性を反映しているものと考察できる。さらに本論文では，人間が，顔形態に基づいて自動的に顔魅力を検知するシステムを備えている一方で，個人の経験や学習，対人関係を通して，個人が主観的に経験する顔魅力が多様化していく可能性を示すことができた。

審査要旨

人は顔に対して様々な印象を持ち，評価を与え，他者の内面までも推測する。対人場面において顔に感じる「魅力」は，他者に快／不快を感じさせ，接近／回避したいという動機を与える。顔魅力について，これまで実験心理学や社会心理学等の心理学分野だけでなく，進化生物学や医学等においても様々な研究が行われてきてきた。特に心理学における研究では，顔の魅力が社会的交互作用にどのような影響を与えるか（顔魅力の心理的社会的影響），どのような顔の特徴が顔の魅力の程度に影響するか（魅力的な顔特徴），どのように顔の魅力が知覚認知されるか（顔魅力の処理過程），に大別することができるが，それらはいずれも視覚情報処理過程の「意識的」もしくは「自覚的な」な側面に注目したものである。本論文では，連続フラッシュ抑制法や高速逐次視覚提示法といった知覚心理学的方法論や脳波計測に基づいて，顔に感じられる魅力の意識化過程や注意過程を検討することにより，「無自覚的」な顔魅力の知覚過程を浮き彫りにしようとした。序論における膨大な先行研究のレビュー，研究1から研究4の綿密に練られた実験研究，他の分野までをも含めた重厚な総合考察は，いずれについても高い完成度であり，高く評価できる。

本論文を詳細に見ていくと，著者は，本論文の第1章（序論）で，顔魅力研究における心理学的諸問題や先行研究で得られている知見を分析的かつ丹念に整理した。特に，知覚研究の知見や脳内基盤，魅力知覚のモデルについては十分な内容を含めており，さらに社会心理学的な知見を含め，顔魅力研究の概要が丁寧に整理されている。それらの中で，著者は，これまでの顔魅力研究が意識的もしくは自覚的な側面を明らかにしてきている一方で，無自覚的な処理過程に関する研究が希薄であることを指摘した。どのように顔の魅力が意識されるようになるのかという，これまで明らかにすることが困難であった魅力知覚の無自覚性の問題に著者が取り組むに至る研究の位置づけは独創性が高く，本研究の真価に関わる点である。博士論文の序論としては十分な内容を含み，研究目的の新規性も先行研究との対比から丹念に明確にされている点については高く評価できる。しかし，あえて欲を言えば，第6章（総合考察）で考察が行われている進化心理学的研究についても触れられていれば，顔魅力研究の網羅的レビューとして，本論文に含まれる具体的な実験研究をより俯瞰的に位置付けることが可能だったのではないかと思える点がある。しかし，後続する具体的な実験報告に先立った先行研究の概要については適切かつ十分に触れているため，「序論」としては十分な内容であると言える。

研究1（第2章）で「連続フラッシュ抑制」という実験パラダイムを用いて，顔魅力の意識的知覚が

生じる前段階の無自覚的過程について緻密な実験を重ねることで検討した。研究1-1では，連続フラッシュ抑制において顔の魅力の程度が顔の見えの意識化をどのように調整するかを実験的に示し，研究1-2ではスクランブル加工を施した刺激との比較を，研究1-3では倒立顔との比較を行った。これらの実験を通して，顔が魅力的であるほど顔が意識的に知覚されるまでの時間（抑制持続時間）が短縮され，顔の意識的知覚経験が生じる前段階で，既に顔魅力が無自覚的に処理され始め，連続フラッシュによる抑制が解除されやすくなることを明らかにした。本章に含まれる研究は，顔魅力が無自覚的な知覚レベルで処理されていることを示した独創性の高いものとなっている点で高く評価できる。さらに，研究2（第3章）では，研究1で用いた連続フラッシュ抑制を改変して用い，多数者が魅力的と評価する顔を提示する場合と（研究2-1），恋人顔を提示する場合とで（研究2-2），顔魅力が自覚的／無自覚的に検知されるかを検討した。研究2では，研究1で指標とした抑制持続時間に加え意識的知覚持続時間を指標化することで，顔魅力の無自覚的処理から自覚的処理に至るプロセスを併せて検討した。実験の結果，顔魅力の客観的性質によって抑制持続時間が影響を受けること，さらに顔魅力の主観的経験によって意識的知覚持続時間が影響を受けることが明らかになった。連続フラッシュ抑制のパラダイムそのものは著者自身が開発したものではないが，視覚経験の無自覚的処理過程と自覚的（意識的）処理過程とを併せて検討できる実験パラダイムを用いることで，これまで無自覚的過程を検討しえなかった顔魅力知覚研究を大きく前進することができたと評価できる。ただ，本論文の中では，研究1・2で捉えられる「注意」と，その後の研究での「注意」との意味合いのズレが感じられる。作業記憶へのアクセスの問題や視覚情報の中間表象，顔魅力の閾値の問題など，別の概念と併せて検討することで，著者なりの定義が可能となったとも考えられる。

さらに研究3（第4章）では，高速逐次視覚提示法を用いて，魅力顔への注意捕捉の時間特性について検討した。この実験課題において，実験参加者は，刺激系列の中から2つの標的を同定することが求められ，2つの標的の意識的な同定に顔魅力の程度が影響することを明らかにした。研究3-1では，先行標的の顔刺激が魅力的であるほど，先行標的（T1）の提示後500ms以内に提示された後続標的（T2）の意識的同定が妨害される結果が得られたのに対し，研究3-2では，後続標的の顔刺激が魅力的であるほど後続標的の顔が正確に同定されやすいことを示した。さらに，高速逐次視覚提示された実験参加者の恋人顔は，先行標的として提示された場合でも（研究3-3），後続標的として提示された場合でも（研究3-4），その他の顔よりも正確に同定されやすいことを示した。本研究では，熱愛尺度を用いて実験参加者個人の属性を反映させ，恋人への熱愛の度合いが恋人顔の同定に影響することを示すなど，対人関係によって調整された顔魅力が自発的かつ即時的な低次の視覚情報処理に影響を与えることを示した独創的な研究となっている。高い要求水準からあえて欲を言えば，本論文における研究3の位置づけがあいまいに感じられる。研究3で得られた知見は確かに重要で，よく練られた研究である。さらに，恋人顔を用いているなど，研究2との整合性も高い。しかし本論文を通してみると，必ずしも含める必要はなかったようにも感じられる。

さらに研究4では，研究1・研究2で示された，魅力顔への無自覚的処理過程の背後にある脳内基盤について，連続フラッシュ抑制法により顔刺激を提示した際の事象関連電位を計測して検討した。連続フラッシュ抑制下で提示された顔に対して意識的知覚が抑制され，顔の魅力を意識的に弁別できなくとも，顔の符号化処理を反映する初期の脳波成分や顔魅力を反映した早期後頭陰性電位が得られており，魅力顔への無自覚的過程を反映した脳内基盤の存在を示す結果となった。専門的な立場からは，周波数

帯域分析などさらなる解析を深めることも必要であると感じたが，短い期間で脳波研究までも本論文中に含められただけでも十分であると言えよう。今後の課題として期待したい。

最後に著者は，第6章（総合考察）で，本研究で得られた知見を整理しつつ，過去の研究知見やモデルに照らし合わせた総合考察を行った。顔魅力知覚の統合的な過程として，無自覚的過程と自覚的過程という2つのプロセスについて考察しているだけでなく，無自覚的過程に影響を及ぼしうる顔魅力の客観的価値の性質へと考察を拡げている点については高く評価できる。さらに，進化心理学的観点や過去の美的認知のモデルとの比較から，著者なりのモデル化に踏み込んでおり，その真価は現段階では明らかではないにしても，著者の今後の研究の展開に十分な期待が持てるものとなっている。

以上のように，本論文にはいくつかの問題点は存在するものの，あくまでも「欲を言えば」という程度のものであり，その多くは著者自らが問題点として認識し，将来の課題として位置付けている。このことも考慮すると，これらは論文の価値を大きく損なうものとは言えない。むしろ，知覚心理学実験や脳波計測の厳格な研究方法に則って，綿密に設計された実験を積み重ね，適切な統計分析手法を用いて結果を導いている点などは高く評価でき，著者の研究能力の高さが表れているものと考えられる。本論文の主張を検証する必要性は残っているものの，それは今後の課題と考えるべきもので，博士論文としての水準に影響するものではないと考えられる。緻密な実験を通して，顔の魅力が意識化される以前に無自覚的かつ即時的に処理される知覚過程を，その脳内基盤を含めて示した点は高く評価でき，著者の研究の独自性，新規性は非常に高く，実験心理学だけでなく進化生物学や美容医学等への波及効果も大きいと考えられる。論理展開や実験手続きの堅実さ，分析の適切性などに加え，本論文そのものの分かりやすさや文章力についても考慮すると，本論文は非常に高い水準で，博士（心理学）の学位に十分に値するものであると判断できる。

以上の理由により，我々審査委員一同は，本論文を中村航洋君への博士(心理学)の学位授与にふさわしいものと判断する。